第６章　計画の推進に向けて

生きもの紹介

サワガニ

一生を淡水域で過ごすカニです。
雑食性で、藻類や昆虫類などを
食べます。春から秋まで活動し、
冬は川の近くの岩陰などで冬眠します。
市内では北部丘陵の谷戸などで見られます。

イラスト　森上義孝

第６章 計画の推進に向けて

１．市民・事業者・行政の協働の推進

みどりの将来像の実現のためには、基本理念と基本方針を踏まえた市民・事業者・行政の協働が欠かせません。そのためには、各主体と本計画の目指す方向性を共有することや、みどりや生物多様性の保全に関する意識を高めることが求められます。本計画が目指す「みどりの将来像」を共有して、それぞれの立場で主体的に行動していく協働を茅ヶ崎市全域で推進し、みどりの保全・再生・創出に取り組んでいきます。

【市民】

みどり豊かな住み心地の良いまちづくりを進めていくためには、市民自らが身近な住宅地のみどりを育み、公園や街路樹などのみどりを地域で育てていくことが重要となります。また、自然とふれあいながら里山などの自然環境の調査や維持管理作業などに参加することにより、保全にも寄与することができます。

さらに、みどりや生物多様性に関わる知識や、管理に関わる技術の習得・向上を図ることで、さらなる普及啓発の推進や技術指導などの先導的な役割も期待できます。

【事業者】

事業者は、緑化などに関する法令の遵守はもとより、事務所や工場などが立地する地域において市民や行政とともに緑化や生物多様性の確保を進めることにより、みどり豊かなまちづくりや自然環境の保全に寄与することができます。また、事業内容とみどりや生物多様性との関わりを把握･整理することで､事業を通じた緑化の推進や生物多様性への負荷の低減、生物多様性の確保に貢献することが期待されます。

さらに事業者が SDGs で示された社会課題を経営戦略に取り込むことで環境・社会・ガバナンスの情報を投資判断に活かす ESG 投資等を進め､みどりや生物多様性が確保された社会形成に寄与することが期待されます。

【行政】

本計画に基づく緑化の推進や生物多様性の確保に関わる各種事業・施策を推進していくために、行政が積極的に先導して市民や事業者との連携を進めていきます。

本計画を広く周知することやみどりに関する情報提供などを行うとともに、市民や事業者等が協働できるようにコーディネーターとしての役割を果たします。

また、市民や事業者が本計画の実現に向けて主体的かつ主導的な役割を担うことができるように指導者(リーダー)の育成を推進します。

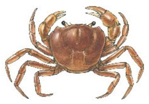

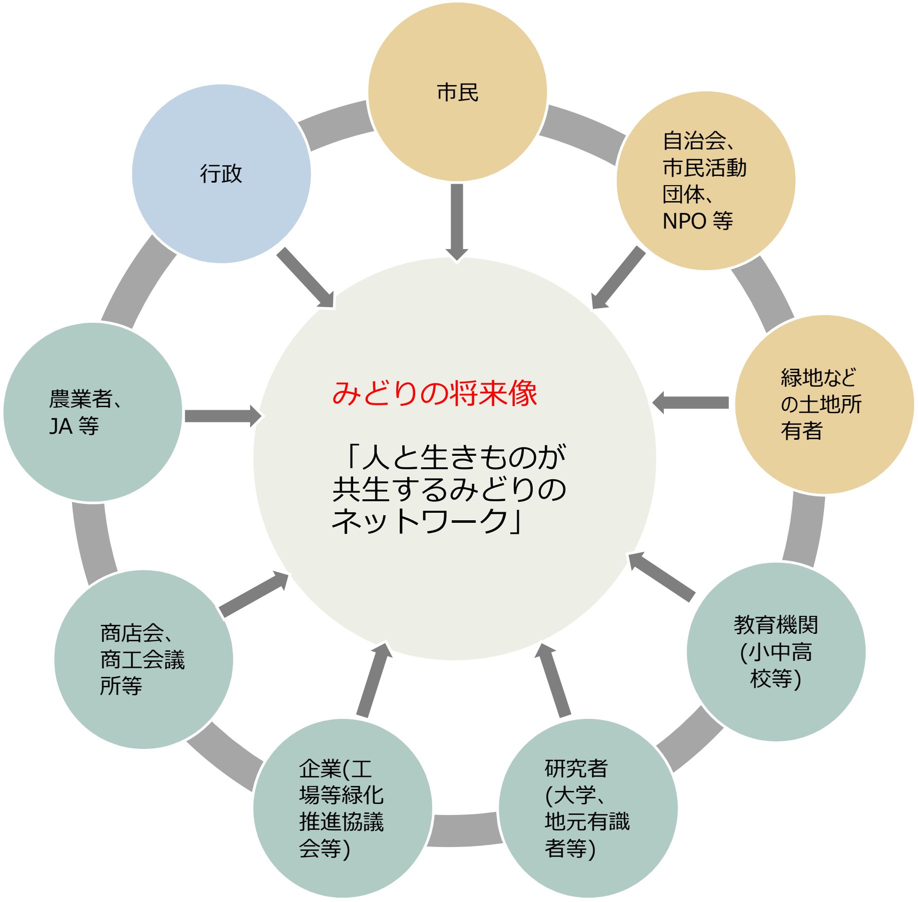
市民
自治会、市民活動団体、NPO 等
緑地などの土地所有者
教育機関(小中高校等)
研究者(大学、地元有識者等)
企業(工場等緑化推進協議会等)
商店会、商工会議所等
農業者、JA 等
行政
みどりの将来像
「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」

協働のイメージ

２．計画の適切な進行管理

(１) 進行管理

本計画では、計画立案(PLAN)、事業実施(DO)、進捗状況の評価・検証(CHECK)、計画改善(ACTION)を基本のサイクルとしたＰＤＣＡサイクルをもとに､重点的に進める事業を中心とした適切な進行管理を行います。

計画の進捗状況を測る指標や施策の進捗状況については、茅ヶ崎市みどり審議会による調査審議を踏まえて、事業改善、事業計画の見直しを行いながら計画を推進します。なお、茅ヶ崎市みどり審議会による評価は計画期間の前期及び後期終了後に実施することとします。

(２) 計画の評価

1) 茅ヶ崎市みどり審議会による評価

計画期間の前期及び後期終了後に茅ヶ崎市みどり審議会による評価を実施します。

2) 施策の推進

計画を着実に推進するため、茅ヶ崎市みどり審議会へ次の報告を行い、施策を推進していきます。

ア 施策の進捗状況報告

個別施策の進捗状況に合わせ、公共施設の緑化計画の報告などを茅ヶ崎市みどり審議会へ行い、より計画に沿った内容となるように調整を行います。

重点的に進める事業の進捗状況は毎年度、個別施策の進捗状況は概ね３年度毎に茅ヶ崎市みどり審議会へ報告します。

イ 人材育成の実施状況調査

教育機関や事業者との連携(保全作業や事業への参加、出前講座の実施)の状況、観察会などの実施状況を茅ヶ崎市みどり審議会へ報告し､人材育成のあり方などについて検証を行います。

●茅ヶ崎市みどり審議会

みどりの基本計画の策定や変更、施策の推進などについて調査審議などを行う附属機関です。自然環境や造園などの有識者や農業団体などの代表、公募市民などで構成されます。

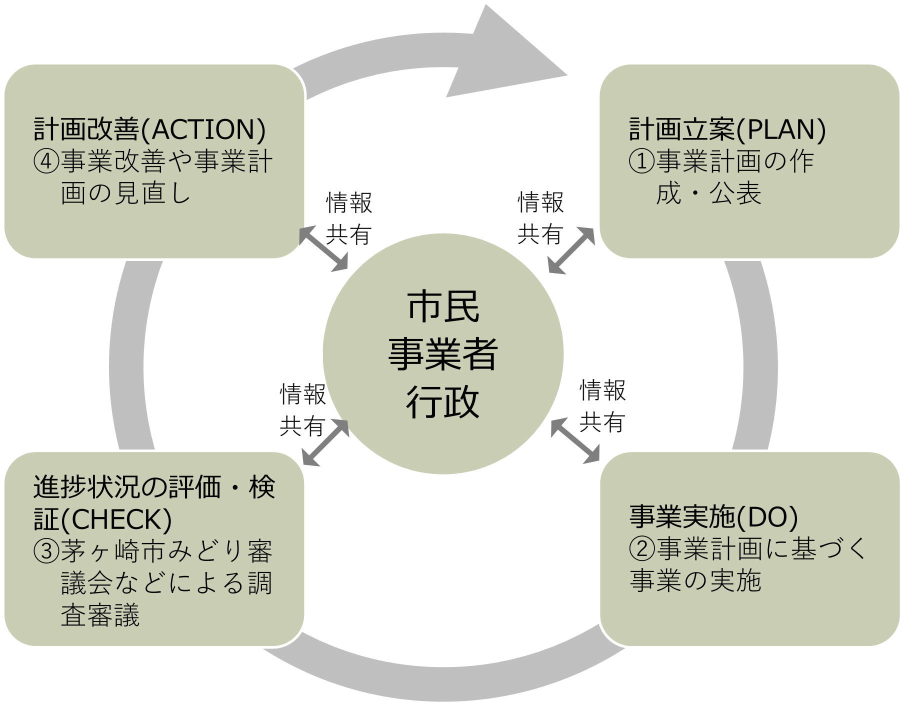

計画推進のイメージ

３．計画の実効性を高めていくためには

適正な進行管理のもとに公園整備や緑地保全などの事業を推進することに加えて、みどり施策を推進していく既存の体制の強化を図るとともに、茅ヶ崎市みどりの基本計画連絡調整会議による進行管理や、関係各課の横断的な連携により自然環境や生物多様性の保全などに関する情報共有や対応策を検討する茅ヶ崎市自然環境庁内会議を活用し、効果的なみどりの保全・再生・創出を推進していきます。

●みどりの基本計画の策定や変更、施策の推進などについて調査審議
・茅ヶ崎市みどり審議会

助言　連携

●計画立案(PLAN)
・茅ヶ崎市みどりの基本計画連絡調整会議

●事業実施(DO)
・茅ヶ崎市自然環境庁内会議
・「茅ヶ崎市総合計画実施計画」や個別計画と連携した施策の推進

●進捗状況の評価・検証(CHECK)
・施策担当課による内部評価
・茅ヶ崎市自然環境評価調査

●計画改善(ACTION)
・茅ヶ崎市みどりの基本計画連絡調整会議

進行管理のイメージ

●茅ヶ崎市みどりの基本計画連絡調整会議

みどりの基本計画の策定及び進行管理に関する調整を図るための会議です。

●茅ヶ崎市自然環境庁内会議

自然環境の保全及び緑化の推進に関して関係各課で連絡調整を図り、情報と課題を共有するとともに、適切かつ効果的な保全策を協議、検討するための会議です。

参考資料

参考資料

1．用語解説

【あ】

暗渠（あんきょ）

地下化された河川や水路などを示します。

ESG 投資

ESG とは環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を合わせた言葉です。

製品・サービスの良さや、利益の伸びといった経済的な価値に注目する従来の投資に比べ、環境や社会問題、企業統治への取組を評価して投資先の企業を選ぶ手法です。

国連が企業への投資は、短期的ではなく長期的な収益向上の観点とともに、持続可能となるような国際社会づくりに貢献する視点を重視して行うのが望ましいとの見解を提唱しています。

エコトーン

移行帯や推移帯とも呼ばれ、陸域と水域、森林と草原などのように異なる環境が連続的に移行して接している場所のことをいいます。例えば陸域と水域では、陸域と水域の両側の生きものの生息・生育環境となるため生物多様性が高くなります。

ＳＤＧｓ（エスディージーズ）

平成 27 年(2015 年)、国連総会において、ミレニアム開発目標に代わる平成 42 年(2030 年)までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。平成 28 年(2016 年)から平成 42 年(2030 年)までの国際社会共通の目標として、17 のゴールと 169 のターゲットが定められています。これは、先進国を含む全ての国に適用され、今後世界が持続可能な発展を続けていくための指針となるものです。

オープンスペース

公園や緑地、広場、農地などを示します。

【か】

海岸保全区域

国土を津波、高潮、波浪などの被害から防護するために、海岸法の規定に基づき、海岸管理者(都道府県知事など)が指定した区域をいいます。

崖線（がいせん）

河川や海の浸食作用でできた崖地の連なりのことです。市内の赤羽根から香川に至る海の浸食作用でできた崖線は、相模野台地(高座丘陵)と南側に広がる低地帯の間に位置しています。

回遊動線

地域の優れた自然や歴史に関わる様々な見所を徒歩や自転車などで巡り楽しむコースです。

外来種

もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から持ち込まれ、その地域で生息・生育するようになった生きもののことを指します。海外から日本に持ち込まれた生きもの(国外由来の外来種)だけでなく、日本国内のある地域から、もともといなかった地域に持ち込まれた場合にも「国内由来の外来種」と呼ばれています。

外来生物法では、国外由来の外来種の中でも生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすおそれがあるものを「特定外来生物」として指定し、その飼養や運搬といった行為を規制しています。平成 27 年(2015 年)には、特定外来生物のみならず、日本の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を幅広くまとめた「生態系被害防止外来種リスト」が公表されました。

籠マット工法（かご）

河川護岸工法の１つで、天然石を使用した多孔性の護岸のことです。その構造は植生が復元しやすく、生きものが利用する場所にもなりうることから、環境性の高い工法として多自然川づくりを行う際に利用されています。

観光農園

市民が地場産の野菜や果物などの収穫を体験し、直接購入することができるようにしている農園のことです。

管理協定制度

土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度です。これにより、特別緑地保全地区などの土地所有者の管理負担を軽減することができます。

協働

市民やＮＰＯ、事業者、行政などがそれぞれに持つ特性を活かして、よきパートナーとして連携し、力を合わせてまちづくりなどに取り組むことです。

クラス域

日本の植生は、自然植生の構成種の名をとって、落葉広葉樹林域をブナクラス域、常緑広葉樹林域をヤブツバキクラス域などに大別されています。クラス域とは、主要なクラスの生育域のことを指しています。

グリーンバンク制度

引越しなどの際に不要となった樹木を市が引き取り、樹木を引き取りたい人とを結びつけていく制度です。

群落

植物群落とも呼ばれています。一定の範囲に生育し、互いに関連性を持つ植物の集まりのことを指します。

景観計画

景観法第8条第1項に規定する「景観行政団体が定める地域の特性にふさわしい良好な景観の形成に関する計画」です。良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項などを定めることができます。特別景観まちづくり地区等の指定、民間の建築物や公共施設等の景観協議などを通じて、まちなみの環境や空間づくりを先導するのが計画の役割です。

景観重要樹木

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木であって、景観行政団体の長(都道府県知事、市区町村長)が指定した樹木のことです。景観重要樹木の伐採または移植には、景観行政団体の長の許可が必要となります。

公園愛護会制度

「地域で見守るきれいで安全な、より身近な公園作り」を目標に、地域と市が一体となって、公園の美化活動や緑化活動を推進するための制度です。

公園施設長寿命化計画

公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化・共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理するものです。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地です。

COP10（コップ）

生物多様性条約第 10 回締約国会議のことを示します。2010 年愛知県で開催され、「人類が自然と共生する世界を 2050 年までに実現するため」に、国際社会が取り組むべき 2020 年までの短期目標と 2050 年までの中長期目標を本会議にて取り決めました。

【さ】

在来種

もともとその地域に生息・生育する生きもののことを指します。外来種に対して用いられています。一般的に、自然の回復には気候風土に合っているこれらの種類を用いるのがよいとされています。

里山

集落や人里に近接し、落ち葉や薪の採取場として利用されてきた林とその周辺環境です。

ＣＳＲ（シーエスアール）

企業の活動が社会に与える影響を把握し、これを考慮に入れた企業行動のことで、一般的に「企業の社会的責任」と訳されます。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち既に市街地を形成している区域か、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域です。市街化調整区域では、原則として用途地域を定めないことになっており、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き、建築物の建築を目的とした開発行為は許可されません。

施設緑地

都市公園法に基づいた「都市公園」と都市公園以外の「公共施設緑地」および「民間施設緑地」を含む緑地です。

自然環境保全地域

自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)及び「自然環境保全条例」(神奈川県)に基づき、自然的・社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが特に必要な区域として指定された地域のことです。

指定管理者制度

公共施設(公園等)の管理運営を行う民間事業者などを指定管理者に指定することで、サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的とした制度です。

指標種

茅ヶ崎市自然環境評価調査における茅ヶ崎市らしい自然に生息・生育する代表的な種のことです。環境(樹林・草地・水辺・海岸・主要河川・細流)ごとに選定されています。

市民農園

市民農園整備促進法(平成 2 年法律第 44 号)に基づき、市内の耕作をしなくなった農地を地権者自らが区画貸し農園として開設し、市民に貸し出すものです。

市民緑地制度

都市緑地法に基づく制度で、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と市が契約を締結し、地域の人々が利用できる緑地や緑化施設を公開する制度です。

市民緑地設置管理計画認定制度

都市緑地法に基づき、民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です。

食育

生活や健康の基本である食生活に関する教育です。食べ物のバランスのよい摂取方法や、食品の選び方、食卓、食器といった食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育することです。

植生

ある地域に生育する植物の集団の状態をいいます。植生の成立は、地形や気候などの環境要因や、伐採や農耕などの人為的要因の影響を受けます。

水害防備保安林

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林の種類の 1 つです。洪水時に、氾濫する水の流れを弱め、漂流物による被害を防ぐ目的があります。

ストリートファニチャー

街灯や掲示板などの街路備品の総称です。

生産緑地制度

生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)に基づき、良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的とした制度です。

生態系ネットワーク

保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核として、同じタイプの自然や異なるタイプの自然がネットワークされていることです。生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につなぐことが求められます。

生物多様性

遺伝子・種・生態系レベルなどで多くの生きものの種が存在することです。さまざまな生きものが存在する「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれます。

絶滅危惧種

本計画において絶滅危惧種とは茅ヶ崎市レッドリスト 2017(環境省レッドリスト、神奈川県レッドリストも対象とする)に掲載されている種のことを指します。茅ヶ崎市では「絶滅種」、「絶滅危惧種」、「準絶滅危惧種」の 3 つのカテゴリを設定しています。

遷移

裸地から草原、森林へ時間経過に伴い移り変わるなど、植生が極相(安定的な植物群集)へ向かって変化していくことです。

草本（そうほん）

木本に対する言葉で、茎の木部があまり発達せず、主として地上部が一年で枯れる植物を指します。

【た】

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。

地域制緑地

緑地の保全や緑化を推進するため、一定の土地の区域に対して適用し、土地利用や開発を規制する法律や条例などに基づく制度による緑地をいいます。都市公園などの施設緑地に対し、地域制緑地といいます。

茅ヶ崎市環境基本計画

本市における環境の保全及び創造に関する基本的な理念・指針を定めたものとして「茅ヶ崎市環境基本条例」を制定し、翌年度に、条例の理念を具体化した計画として初めて「茅ヶ崎市環境基本計画」を策定しました。平成 15 年には「茅ヶ崎市環境基本計画改訂版」、平成 23 年には「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)」を策定しました。

茅ヶ崎市自然環境評価調査

どのような動植物が生息・生育し、自然環境がどのようになっているのかを評価するため、地域の専門家や市民の協力を得て行われている自然環境調査です。

茅ヶ崎市総合計画

本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示したものです。

将来の都市像とその実現のための目標を体系的に整理した「基本構想」と目標達成のための具体的な事業を示した「実施計画」の 2 層構造としています。

ちがさき都市マスタープラン

茅ヶ崎市のまちづくりの総合的な整備方針を示すものです。具体的な都市計画事業は都市マスタープランに即して定めることになります。法律的な根拠としては、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定める計画で、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めます。

ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業

市内全域を屋根も壁もない博物館と見立て、地域の文化・歴史・自然など、有形・無形の幾多のまちの宝ものを「都市資源」と呼び、活用する事業のことです。

地産地消

地域で生産された農作物などをその地域で消費することです。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として各地で進められています。

提供公園

一定規模以上の開発行為に伴い設置され、市に移管される公園のことです。

出前講座

市職員による市民を対象とした講座です。

特定外来生物

外来生物法で生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されている種です。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

都市計画区域

市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域です。指定は都道府県知事が行います。

都市公園法

都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とした、公園の設置及び管理に関する基準などを定めた法律です。

平成 29 年 5 月に一部が改正され、公募設置管理制度(Park-PFI)の創設、ＰＦＩ事業の設置管理許可期間の延伸、保育所等の占用物件への追加(特区の全国措置化)、公園の活性化に関する協議会の設置、都市公園の維持修繕基準の法令化がなされました。

都市緑地法

良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活を確保することを目的として、都市における緑地の保全および緑化の推進に関して必要な事項を定めた法律です。

平成 29 年 5 月に一部が改正され、民間による市民緑地の整備を促す制度の創設及びみどりの担い手として民間主体を指定する制度が拡充されました。

【な】

内閣府調査

内閣府が行っている世論調査のことです。本計画では、「生物多様性の言葉の認識度」等の環境問題に関する調査項目を参考にしています。

二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の成長や人為による植栽などにより成立した林の総称です。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)に基づき、今後相当期間(おおむね 10 年以上)にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域として、県が市町村と協議して市町村毎に指定するものです。

農用地区域

それぞれの市町村の農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定められた，今後とも相当長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域をいいます。

【は】

氾濫原（はんらんげん）

河川の流水が洪水時に河道から氾濫する範囲にある平野部分を指します。

ビオトープ

生きものの生息・生育空間を指します。近年では、自然環境を保全し創造するため人為的に創りだされた生きものの生息空間に対してもこの言葉が用いられます。

保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更などが規制されます。

ポケットパーク

道路整備の際に発生する残地等、空いた土地を活用して整備する公園のことです。

保存樹木制度

一定の基準を満たす樹木の所有者に対し、保全費の助成を行う本市の制度です。

保存樹林制度

一定の基準を満たす樹林地の所有者に対し、保全費の助成を行う本市の制度です。

【ま】

未公告公園・緑地

都市公園・緑地の設置にあたり、都市公園法に基づいた一般市民への告知を行っていない公園・緑地のことです。

緑のまちづくり基金

市と市民の方々をはじめ、企業・団体の方々からのご協力をいただき、資金を有効に活用し、市内に残された貴重な緑地を市民共有の財産として保全するための基金です。

【や】

屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために設けた樹林です。

谷戸（やと）

丘陵地が侵食されて形成された谷状の地形で、斜面には樹林が広がり、低地には湿地、水田、流れ、草地などがみられます。

遊水機能

降った雨や河川の水が流入して一時的に滞留する機能であり、谷戸や水田は高い遊水機能を有しています。

ユニバーサルデザイン

お年寄りや障害者をはじめ、誰もが使い易いよう配慮したデザインのことです。

【ら】

緑地協定

土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。緑地協定では土地の区域、保全または植栽する樹木などの種類、有効期間、違反した場合の措置などを定めます。

緑被率

ある地域における緑被地の面積割合を示しています。本市では樹林地、農耕地、自然草地、人工草地、水面を緑被地としています。

レクリエーション機能

みどりが持つ機能のうちスポーツや文化教養、遊びなどのレクリエーション活動の場としての機能です。

レクリエーション拠点

市内のレクリエーション活動の重要な地点です。

2．改定作業の経過

(１) 茅ヶ崎市みどり審議会

委員構成(平成 26 年(2014 年)9 月 27 日~平成 28 年(2016 年)9 月 26 日)

	委員名	所属団体の名称及びその役職の名称又は選任の方法
会長	五十嵐　誠	東京農業大学客員教授
副会長	島田　正文	日本大学短期大学部教授(H27.9.27 まで)
	小谷　幸司	日本大学生物資源科学部准教授(H27.9.28 から)
委員	倉本　宣	明治大学農学部教授
	一ノ瀬　友博	慶應義塾大学環境情報学部教授
	池田　尚子	環境市民会議「ちがさきエコワーク」
	大川　静雄	さがみ農業協同組合
	星野　あき子	茅ヶ崎商工会議所
	小此木　宣夫	公募の市民

委員構成(平成 28 年(2016 年)9 月 27 日~平成 30 年(2018 年)9 月 26 日)

	委員名	所属団体の名称及びその役職の名称又は選任の方法
会長	一ノ瀬　友博	慶應義塾大学環境情報学部教授
副会長	倉本　宣	明治大学農学部教授
委員	小谷　幸司	日本大学生物資源科学部准教授
	荒井　歩	東京農業大学地域環境科学部准教授
	大川　静雄	さがみ農業協同組合
	星野　あき子	茅ヶ崎商工会議所
	小此木　宣夫	公募の市民
	古澤　葉月	公募の市民

委員構成(平成 31 年(2019 年)1 月 22 日~平成 33 年(2021 年)1 月 21 日)

	委員名	所属団体の名称及びその役職の名称又は選任の方法
会長	一ノ瀬　友博	慶應義塾大学環境情報学部教授
副会長	倉本　宣	明治大学農学部教授
委員	小谷　幸司	日本大学生物資源科学部准教授
	荒井　歩	東京農業大学地域環境科学部准教授
	大川　静雄	さがみ農業協同組合
	星野　あき子	茅ヶ崎商工会議所
	丹澤　久子	公募の市民

検討経緯

年度	回	年月日	主な検討内容
平成 28 (2016)	2	平成 28 年(2016 年) 7 月 5 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」見直しの基本的な考え方
	3	平成 28 年(2016 年) 11 月 25 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」見直しの基本的な考え方 ・策定スケジュール(案)
	4	平成 29 年(2017 年) 3 月 21 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について(諮問) ・緑被調査結果 ・市民アンケート調査結果 ・市民団体ヒアリング結果 ・茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会アンケート調査結果
平成 29 (2017)	1	平成 29 年(2017 年) 7 月 27 日	・「(仮称)茅ヶ崎市みどりの基本計画～生物多様性ちがさき戦略～(素案)」(第 1～3 章)(たたき台) ・茅ヶ崎らしさの確認
	2	平成 30 年(2018 年) 1 月 19 日	・「(仮称)茅ヶ崎市みどりの基本計画～生物多様性ちがさき戦略～(素案)」の計画構成 ・「(仮称)茅ヶ崎市みどりの基本計画～生物多様性ちがさき戦略～(素案)」(第 1～4 章)(たたき台) ・第 4 章「施策の概要」と現行計画の関係 ・茅ヶ崎らしさの確認と策定の考え方 ・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定に関する意見交換会の概要
	3	平成 30 年(2018 年) 3 月 28 日	・「(仮称)茅ヶ崎市みどりの基本計画～生物多様性ちがさき戦略～(素案)」の計画構成 ・「(仮称)茅ヶ崎市みどりの基本計画～生物多様性ちがさき戦略～(素案)」(全体)(たたき台) ・第 4 章「施策の概要」
平成 30 (2018)	1	平成 30 年(2018 年) 6 月 13 日	・「(仮称)茅ヶ崎市みどりの基本計画　生物多様性ちがさき戦略(素案)」 ・緑地の保全、整備等総括表
	2	平成 30 年(2018 年) 9 月 20 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について(答申) ・「(仮称)茅ヶ崎市みどりの基本計画　生物多様性ちがさき戦略(素案)」 ・緑地の保全、整備等総括表 ・緑地の確保目標量の考え方
	3	平成 31 年(2019 年) 1 月 22 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画　生物多様性ちがさき戦略(案)」 ・「(仮称)茅ヶ崎市みどりの基本計画　生物多様性ちがさき戦略(素案)」に関するパブリックコメントでのご意見と対応方針 ・答申からの主な変更点

(2) 茅ヶ崎市みどりの基本計画連絡調整会議

委員構成(平成 31 年 1 月現在)

会長	都市部景観みどり課長
委員	企画部広域事業政策課長
	経済部農業水産課長
	環境部環境政策課長
	都市部都市計画課長
	都市部都市政策課長
	建設部公園緑地課長
	下水道河川部下水道河川建設課長

検討経緯

年度	回	年月日	主な検討内容
平成 28 (2016)	1	平成 28 年(2016 年) 5 月 26 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」見直しの基本的な考え方
	2	平成 28 年(2016 年) 12 月 5 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について
	3	平成 29 年(2017 年) 3 月 14 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について ・緑被調査結果 ・市民アンケート調査結果 ・市民団体ヒアリング結果 ・茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会アンケート調査結果
平成 29 (2017)	1	平成 29 年(2017 年) 7 月 3 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について ・茅ヶ崎らしさの確認
	2	平成 29 年(2017 年) 10 月 3 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について
	3	平成 29 年(2017 年) 12 月 12 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について ・茅ヶ崎らしさの確認と策定の考え方 ・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定に関する意見交換会の概要
	4	平成 30 年(2018 年) 3 月 6 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について ・第 4 章「施策の概要」 ・緑地の保全、整備等総括表
平成 30 (2018)	1	平成 30 年(2018 年) 5 月 17 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について ・緑地の保全、整備等総括表 ・緑地の確保目標量の考え方
	2	平成 30 年(2018 年) 7 月 2 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について ・パブリックコメントの予定
	3	平成 31 年(2019 年) 1 月 8 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について ・「(仮称)茅ヶ崎市みどりの基本計画　生物多様性ちがさき戦略(素案)」に関するパブリックコメントでのご意見と対応方針

(3) 茅ヶ崎市自然環境庁内会議

委員構成(平成 31 年 1 月現在)

会長	都市部景観みどり課長
委員	企画部広域事業政策課長
	経済部農業水産課長
	環境部環境政策課長
	都市部都市計画課長
	都市部建築指導課長
	都市部開発審査課長
	建設部公園緑地課長
	農業委員会事務局長
専門委員	企画部施設再編整備課長
	経済部拠点整備課長
	建設部道路管理課長
	建設部道路建設課長
	建設部建築課長
	下水道河川部下水道河川建設課長
	下水道河川部下水道河川管理課長
	教育総務部教育施設課長

検討経緯

年度	回	年月日	主な検討内容
平成 28 (2016)	1	平成 28 年(2016 年) 5 月 2 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」見直しの基本的な考え方
	2	平成 28 年(2016 年) 12 月 5 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について
	3	平成 29 年(2017 年) 3 月 14 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について ・緑被調査結果 ・市民アンケート調査結果 ・市民団体ヒアリング結果 ・茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会アンケート調査結果
平成 29 (2017)	1	平成 29 年(2017 年) 7 月 3 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について ・茅ヶ崎らしさの確認
	2	平成 29 年(2017 年) 10 月 3 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について
	3	平成 29 年(2017 年) 12 月 12 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について ・茅ヶ崎らしさの確認と策定の考え方 ・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定に関する意見交換会の概要
	4	平成 30 年(2018 年) 3 月 6 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について ・第 4 章「施策の概要」 ・緑地の保全、整備等総括表
平成 30 (2018)	1	平成 30 年(2018 年) 5 月 17 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について ・緑地の保全、整備等総括表 ・緑地の確保目標量の考え方
	2	平成 30 年(2018 年) 7 月 2 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について ・パブリックコメントの予定
	3	平成 31 年(2019 年) 1 月 8 日	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」策定について ・「(仮称)茅ヶ崎市みどりの基本計画　生物多様性ちがさき戦略(素案)」に関するパブリックコメントでのご意見と対応方針

(４) パブリックコメントの実施

1) 募集期間

平成 30 年(2018 年)11 月 27 日(火)～平成 30 年(2018 年)12 月 26 日(水)

2) 意見の件数

55 件

3) 意見提出者数

7 人

4) 意見提出者年齢

年代	10 代 以下	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代 以上	不明
人数	－	－	－	－	－	3 人	4 人	－

5) 内容別の意見件数

NO.	項　目	件　数
1	計画全般に関する意見	2 件
2	計画の基本的な考え方に関する意見	5 件
3	計画の背景と目的に関する意見	2 件
4	生物多様性とは に関する意見	1 件
5	みどりの概要に関する意見	5 件
6	市民のみどりに対する意識に関する意見	2 件
7	みどりの課題に関する意見	1 件
8	基本方針に関する意見	4 件
9	計画の進捗状況を確認する指標に関する意見	1 件
10	周辺市町の計画に関する意見	1 件
11	機能別の配置方針に関する意見	2 件
12	都市公園の整備及び管理方針に関する意見	1 件
13	施策の方針に関する意見	1 件
14	施策の概要に関する意見	7 件
15	地域ごとの基本方針に関する意見	3 件
16	みどりの保全・再生・創出を重点的に進める地区の計画に関する意見	1 件
17	計画の推進に向けて に関する意見	6 件
18	参考資料に関する意見	2 件
19	パブリックコメントの制度・実施に関する周知に関する意見	1 件
20	その他の意見	7 件
合　計		55 件

修 正 後	修 正 前
(2ページ) なお、「生物多様性地域戦略策定の手引き(改定版)」(環境省 2014)では、生物多様性地域戦略の記載内容は他の計画と重複することもあるため、他の計画と融合、または一部として策定することが可能とされています。	(2ページ) なお、生物多様性地域戦略の記載内容は他の計画と重複することもあるため、他の計画と融合、または一部として策定することが可能とされています。

修 正 後	修 正 前
(8ページ)	(8ページ)

修正後:

年	世界	国・県
省略		
平成 30 年(2018 年)		第五次環境基本計画

修正前:

年	世界	国・県
省略		

修 正 後	修 正 前
(22ページ) 出典：茅ヶ崎市(平成 29 年(2018 年)4 月)「統計年報(平成 28 年版)」	(22ページ)

修 正 後	修 正 前
(22ページ) 北部丘陵、相模川や・・・	(22ページ) 北部の丘陵地、相模川や・・・

修 正 後	修 正 前
(28ページ) 籠マット工法により多自然川づくりの整備が	(32ページ) 籠マット工法により多自然護岸 の整備が

修 正 後	修 正 前
(28ページ) 小出川	(28ページ) 小出川

<table>
<tr><th>修 正 後</th><th>修 正 前</th></tr>
<tr><td>

（29ページ）

主な河川・海岸

</td><td>

（29ページ）

主な河川・海岸

</td></tr>
</table>

修 正 後	修 正 前
（32ページ） 北部丘陵には、二次林や・・・	（32ページ） 北部の丘陵地には、二次林や・・・

修 正 後	修 正 前
（64ページ） 1）緑地の確保目標量 目標年次（平成 40 年(2028 年)）における緑地の確保目標量を次のように設定します。なお、緑地面積の詳細は「参考資料 6. 緑地面積総括表」に記載しています。	（64ページ） 1）緑地の確保目標量 目標年次（平成 40 年(2028 年)）における緑地の確保目標量を次のように設定します。

<table>
<tr><th>修 正 後</th><th>修 正 前</th></tr>
<tr><td>（88ページ）
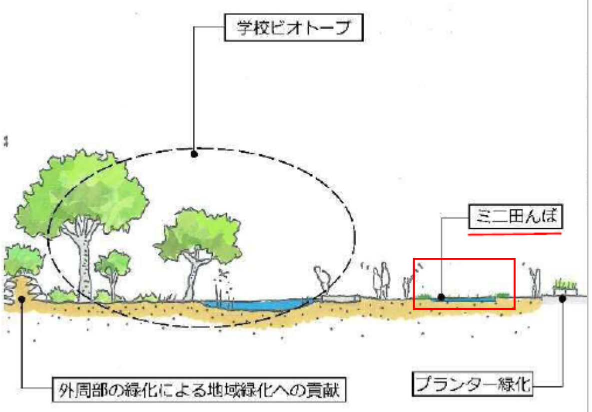

学校のみどりのイメージ</td><td>（88ページ）
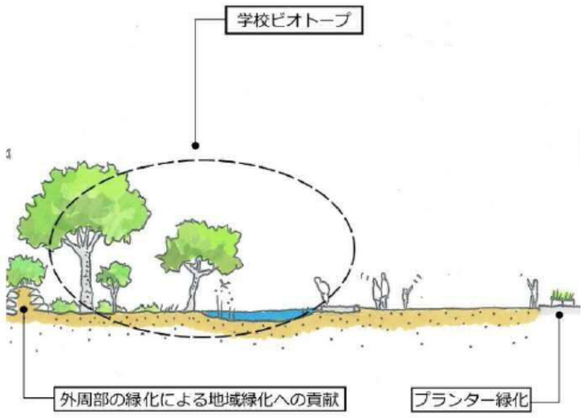

学校のみどりのイメージ</td></tr>
</table>

修 正 後	修 正 前
（90ページ） 市街地の農地を確保するため、生産緑地地区の追加指定とともに、特定生産緑地制度や都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく制度の活用に取り組みます。	（90ページ） 市街地の農地を確保するため、生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地制度の活用に取り組みます。

修 正 後	修 正 前
（94ページ） 「生態系被害防止外来種リスト」掲載種のうちオオキンケイギクや・・・	（94ページ） オオキンケイギクや・・・

修 正 後	修 正 前
（120ページ） ・湘南海岸砂防林や海浜植生などの保全・再生の推進	（120ページ）

修 正 後	修 正 前
（133ページ） 外来生物法では、国外由来の外来種の中でも生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすおそれがあるものを「特定外来生物」として指定し、その飼養や運搬といった行為を規制しています。平成 27 年（2015 年）には、特定外来生物のみならず、日本の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を幅広くまとめた「生態系被害防止外来種リスト」が公表されました。	（133ページ）

修 正 後	修 正 前
（133ページ） 籠マット工法 河川護岸工法の１つで、天然石を使用した多孔性の護岸のことです。その構造は植生が復元しやすく、生きものが利用する場所にもなりうることから、環境性の高い工法として多自然川づくりを行う際に利用されています。	（133ページ）

修 正 後	修 正 前
（168ページ） 河川の環境保全、自然観察会、田んぼづくり、水質調査、大気汚染測定、河川等の管理作業（川そうじ、散策路の下草刈り・剪定・清掃等）、普及・啓発活動、生物・生態系調査、水辺のコンサートなどイベントの開催、環境学習の支援	（168ページ） 河川の環境保全、自然観察会、田んぼづくり、水質調査、大気汚染測定、河川等の管理作業（川そうじ、散策路の下草刈り・剪定・清掃等）、普及・啓発活動、生物・生態系調査、水辺のコンサートなどイベントの開催、

３．関連計画等

（１）関連計画の策定等

関連計画の策定等

年月	関連計画等	概要(主にみどりに関連する事項)
平成 27 年 (2015 年)8 月	国土形成計画(全国計画) 国土利用計画(全国計画)	人口減少に対応した土地利用の考え方「コンパクト+ネットワーク」が位置づけられた。 持続可能で豊かな生活の基盤として、自然が持つ多様な機能を「グリーンインフラストラクチャー」として活用することが位置づけられた。
平成 27 年 (2015 年)9 月	社会資本整備重点計画	集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用(賢く使う取組)に重点的に取り組むとし、地域の個性を高める景観形成やグリーンインフラストラクチャーの推進が位置づけられた。
平成 27 年 (2015 年)11 月	気候変動の影響への適応計画	気温上昇や融雪時期の早期化等による植生分布の変化、野生鳥獣分布拡大に対して、モニタリングによる生態系と種の変化を把握することが位置づけられた。
平成 28 年 (2016 年)5 月	地球温暖化対策計画	吸収源対策及びヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化の観点から、緑地の確保、緑地や農地の保全、水と緑のネットワークの形成の必要性が位置づけられた。
平成 28 年 (2016 年)5 月	都市農業振興基本計画	「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」を目指す上で都市農地が貴重な緑地として明確に位置づけられた。

（２）根拠法の改正等

根拠法の改正等(みどりの基本計画に関する主な事項)

年	拠法令等の動向	主な内容
平成 6 年 (1994 年)	都市緑地保全法(改正)	計画制度の創設
平成 16 年 (2004 年)	都市緑地法(改正・名称変更)	計画の事項に都市公園の整備の方針に関する事項が追加
平成 23 年 (2011 年)	都市緑地法運用指針(改正)	計画の内容に生物多様性の確保の視点を追加
平成 24 年 (2012 年)	都市緑地法および都市公園法の運用指針(改正)	計画の中で地域の実情に応じた都市公園の整備の方針等を定め、その計画に則した都市公園の設置に努めることが示された
平成 29 年 (2017 年)	都市緑地法(改正)	農地をみどりとして位置づけるとともに、計画に都市公園の管理の方針などを位置づけることができることとなった
平成 30 年 (2018 年)	都市緑地法運用指針の改正	民間による市民緑地の整備を促す制度の創設、緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
	生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き	都市の生物多様性確保に必要な生物の生息・生育地となる緑地の保全や創出、ネットワーク化の計画的な推進

(３) 都市緑地法第４条に規定されている「緑地の保全及び緑化に関する基本計画」の対象となる緑地

都市緑地法第４条に規定されている一般的に「緑地の保全及び緑化に関する基本計画」の対象となる緑地は、以下のように分類されます。

- 緑地
  - 施設緑地
    - 都市公園 …… 都市公園法で規定するもの
    - 都市公園以外
      - 公共施設緑地
        - 都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設 …… 都市公園を除く公共空地、国民公園、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、地方自治法設置又は市町村条例設置の公園、公共団体が設置している市民農園、公開している教育施設（国公立）、河川緑地、港湾緑地、農業公園、児童遊園、公共団体が設置している運動場やグラウンド、こどもの国、等
        - 公共公益施設における植栽地等 …… 学校の植栽地、下水処理場等の付属緑地、道路環境施設帯及び植樹帯、その他の公共公益施設における植栽地、等
      - 民間施設緑地 …… 市民緑地、公開空地、市民農園（上記以外）、一時開放広場、公開している教育施設（私立）、市町村と協定等を結び公開している企業グラウンド、社寺境内地、民間の屋上緑化空間、民間の動植物園、等
  - 地域制緑地等
    - 法による地域 ……
      - 緑地保全地域（都市緑地法）
      - 特別緑地保全地区（都市緑地法）
      - 風致地区（都市計画法）
      - 生産緑地地区（生産緑地法）
      - 近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法）
      - 近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法）
      - 歴史的風土保存区域（古都保存法）
      - 歴史的風土特別保存地区（古都保存法）
      - 景観地区で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）
      - 自然公園（自然公園法）
      - 自然環境保全地域（自然環境保全法）
      - 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法）
      - 河川区域（河川法）
      - 保安林区域（森林法）
      - 地域森林計画対象民有林（森林法）
      - 保存樹・保存樹林（樹木保存法）
      - 景観重要樹木（景観法）
      - 史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法）、等
    - 協定 …… 緑地協定（都市緑地法）、景観協定で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）
    - 条例等によるもの …… 条例・要綱・契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、等

「みどりの基本計画」の対象となる緑地

出典：社団法人　日本公園緑地協会(平成 19 年(2007 年))「新編緑の基本計画ハンドブック」一部改変

４．茅ヶ崎らしさの調査

（１）茅ヶ崎らしさの調査の経緯

改定にあたっては、前計画での課題への対応を検討するとともに、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応するため、同時期に改定を行う関連計画の「ちがさき都市マスタープラン」や「茅ヶ崎市景観計画」と連携した検討を行いました。景観計画では、市民の方だけでなく、市外の方の視点も加え、茅ヶ崎に対してどのような価値・魅力を抱いているのか調査しました。この調査を基に、他都市にはない茅ヶ崎が持つ価値や魅力を整理しました。

（２）調査の概要

様々な場面で「茅ヶ崎らしさ」、「茅ヶ崎らしい」という言葉が用いられています。この「らしさ」という言葉を使うときに、茅ヶ崎らしさと言えば「海」、「富士山が見える風景」など特定のものを指している場合や、「茅ヶ崎らしいまちづくりを進める」など抽象的な使い方をする場合もあり、市民、事業者及び行政とも「茅ヶ崎らしさ」に対する考えやイメージは様々です。また、「らしさ」という言葉の意味を十分に理解せずに使われている状況にあります。

「らしさ」とは、そのものが持つ個性(性格、外見、能力など)の意味であり、多くの人にとって「価値や魅力になるもの」又は「ブランド[1]となるもの」を「らしさ」と言います。

人は、あるものに対して「らしさ(価値や魅力)」を感じた場合、「イメージ(例えば、綺麗、優しい、真面目など)」や「イメージと関わりの深い要素」で、「らしさ」を表現します。例えば、ある企業に「誠実な」といったイメージを抱いた時には、“お店での接客”、“製品の品質”、“丁寧なアフターサービス[2]”等に触れたことにより、「誠実な」というイメージに帰着します。この例でいう「誠実な」とは、利用者が企業に対して抱いた価値や魅力であり、企業自らが「誠実」と規定したわけではないということです。たとえ、企業側が「わが社は誠実である」と言っても、利用者が誠実と感じなければ、それは企業の「らしさ」ではないことを認識する必要があります。一方、利用者が抱く「らしさ(価値や魅力)」を把握し、それを強みとして活かせば、利益やファンを増やし、様々な取組をする上で良い結果を生むことになります。

以上を踏まえ、今回の改定にあたっては、期末評価を受け、茅ヶ崎らしさ(価値や魅力)」を最新の手法を用いて調査・分析を行い、市内外の方々が抱いている「茅ヶ崎のイメージ」「イメージと関わりの深い要素」を把握しました。

さらに調査を踏まえ、茅ヶ崎らしさを高めることで、市内外の方がより一層のまちの魅力を体感・体現するために、まちづくり側が意識すべき事項を「(6)茅ヶ崎らしさを高めるために」として整理しました。

1)ブランド：ある対象が持つ個性のうち、その時代や社会にとって価値や魅力になっているもの。
2)アフターサービス：商品販売後にその維持・修理などについて、業者が購買者に提供する奉仕。

(３) 調査の方法

調査は、次の表に示す通り、アンケート、ヒアリング及び統計データに加えて、市民討議会、審議会で議論を行い、まとめていきました。また、社会的な状況を踏まえ、人の生活の変化を把握し、まちづくりの方向性を併せて整理しました。

1) 茅ヶ崎のイメージやイメージと関わりの深い要素を整理

市内外の方が抱く茅ヶ崎のイメージとイメージと関わりの深い要素を下記の調査から整理。

調査名	内容
市民満足度調査	市内在住の方に、茅ヶ崎の魅力、市政に対する満足度を調査
地域特性調査	市内と市外の双方に共通の設問・選択肢を用いたアンケートを行い、茅ヶ崎の特性を他都市と比較し、まちの性格を把握
観光資源に関する調査報告	市内外の方の茅ヶ崎に対する印象や観光資源等について把握
転入者アンケート・ヒアリング	5 年以内に転入したファミリー世代等を対象に、居住の意向、転入理由や抱いていたイメージ、イメージのギャップ、まちの魅力や課題等について調査
茅ヶ崎の印象やライフスタイルに関する調査	ヒアリング、ＷＥＢアンケート、雑誌から、茅ヶ崎の印象やライフスタイルを把握

2) イメージをつくる要素に特徴を把握

1）の整理した要素(住みやすい、交通の便(買い物が便利)、自然が豊か、食が豊か)の特徴を把握。

調査名	内容
市民討議会	市内在住の方を無作為により抽出し、｢好きな場所｣、｢まちなかの移動｣、｢身近な自然、みどり｣についてグループ討議を実施
転入者アンケート・ヒアリング	5 年以内に転入したファミリー世代等を対象に、居住の意向、転入理由や抱いていたイメージ、イメージのギャップ、まちの魅力や課題等について調査
教えて！好きな場所での過ごし方	日頃、どんな場所で、どのような気持ちで過ごしているのかを、｢いつ｣、｢移動手段｣、｢気分｣、｢好きな理由｣を聞き、生活の実態やまちの特徴を把握
移動特性 (大都市交通センサス)	鉄道・バス等の利用実態や駅から自宅・勤務場所間の移動手段(端末交通手段)から移動の特性を把握
自然、みどりに関する調査	みどりを｢守る｣｢増やす｣｢戻す｣の視点で、満足度やニーズを把握するとともに、どのようなみどりを大事に思っているか調査

(4) 調査結果概要

1) 茅ヶ崎のイメージについて

人は、まちを訪れた時や住んだ時に、そこで生活している人々と街の雰囲気を感じ取り、それをまちのイメージとして捉えます。このイメージは、まちの個性を整理する際に重要な情報となります。今回、茅ヶ崎が他都市と比較して、どのようなイメージを抱かれているのか把握するため、市内の方及び市外の方を対象に、まちに抱くイメージを調査しました。

調査結果を見ると、近隣の藤沢市や鎌倉市などと比べ、茅ヶ崎に「自由な」、「明るい」、「ゆったりした」といったイメージを強く抱いていることが分かりました。また、転入者の方へのヒアリングなどにおいても、茅ヶ崎に「気さくでオープン」「都会でも田舎でもなく、のんびりしている」など、同様のイメージを持っていることが分かりました。

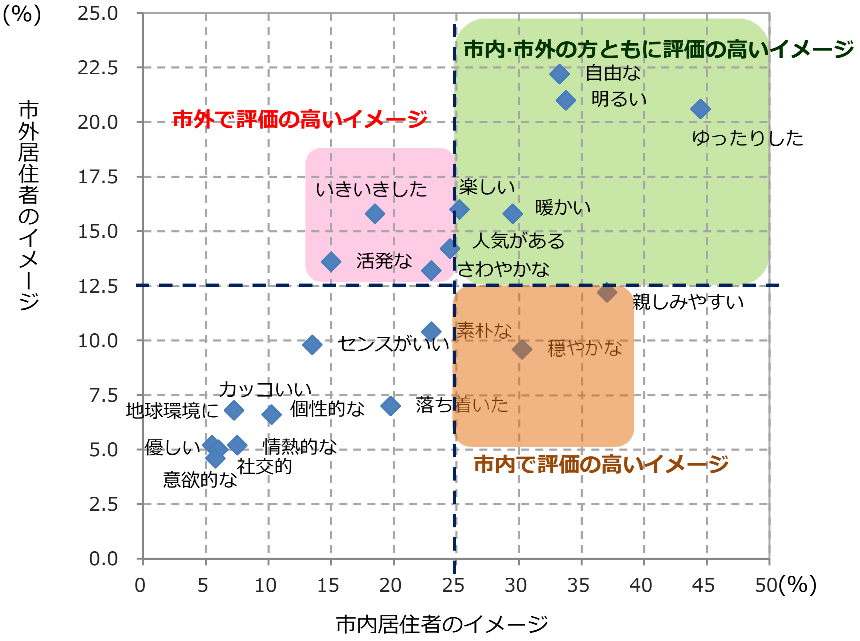

市内外の方が抱く茅ヶ崎のイメージの相関　　資料　地域特性調査

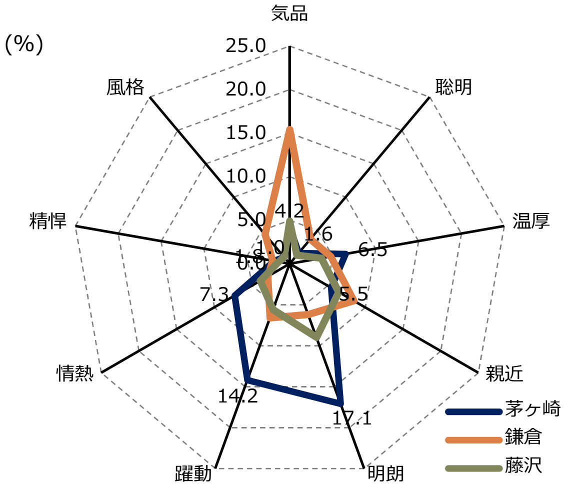

【精悍】意欲的な・勇敢な・するどい・はっきりした
力強い・大胆な
【情熱】活発な・情熱的な・野性的な
【躍動】いきいきした・楽しい・享楽的な・自由な
【明朗】さわやかな・明るい
【親近】やわらかい・親しみやすい・素直な・素朴な
かわいい・穏やかな・謙虚な
【温厚】優しい・暖かい・気が利く
【聡明】利口な・聡明な・社交的・繊細
【気品】品がある・責任感のある・高貴な・知的な
堅実な・ゆったりした・まじめな・落ち着いた
【風格】頼もしい・妥協しない・信念がある・華麗な
理性的な

近隣市とのイメージの違い　　資料　地域特性調査

2) 茅ヶ崎のイメージと関わりの深い要素について

茅ヶ崎のイメージと関わりの深い要素として、どのようなものがあるか調査しました。下表に示すとおり、様々なアンケート等の結果に共通するのは、「住みやすさ(住み心地)」、「自然が豊か」、「交通の便(買い物が便利)」、「食が豊か」の 4 つ項目について評価が高いことが分かりました。

アンケートで評価の高い項目(上位の項目)

市民満足度調査	**地域特性調査**	**観光資源に関する調査**	**転入者アンケート**	**茅ヶ崎の印象やライフスタイルに関する調査**		
心地よく暮らせる居住環境	住み心地がよい街だ ゆったりと暮らしている 温暖な気候で住みやすい	のんびり過ごせそう 住みやすそう 安全	静かな居住環境 まちの雰囲気がよい	のんびり暮らせること まちや海が綺麗なこと	≫	住みやすさ(住み心地)
自然やみどり、水が豊か	海と調和している街だ	自然が豊か	海が近い	癒される自然があること まちや海が綺麗なこと	≫	自然が豊か
交通の便が良い 買い物が便利	—	—	交通の便が良い 買い物が便利	—	≫	交通の便
海の幸や農産物に恵まれて食が豊か	海の幸が美味しい	—	—	—	≫	食が豊か
—	海で遊べる	地味な風土のエリア	親や子供がいる	楽しめる場所がたくさんあること	≫	その他

3) 魅力の構造とイメージとの関係

「自然が豊か」、「交通の便(買い物が便利)」、「食が豊か」という 3 つの項目については、魅力となっている要因(例えば、自然が豊かは、海や里山がある)を具体的に連想できる一方で、「住みやすさ(住み心地)」については、人によって住みやすいと感じる要素は様々であると考えられます(例えば、家の住み心地なのか、友人などと一緒に暮らせる環境が住みやすさにつながっているのか等)。

そこで住みやすいと感じている要因をヒアリング等により再整理すると、住みやすいと感じるものとして、自然、交通(買い物)、食事に関わる事項が挙げられました。このことから、「自然が豊か」、「交通の便(買い物が便利)」、「食が豊か」が組み合わさった結果として「住みやすさ」につながっているものと考えられます。さらに、「海にも行けるし、山にも行ける」「歩いて、駅や海にも行ける」など想いに代表されるように、多くの方が茅ヶ崎に魅力を語る際に「も」という言葉を使うことが多いことから、茅ヶ崎は様々な要素に触れやすい環境があることが魅力となっていると考えられます。

また、「のんびり」、「ゆったり」及び「肩ひじ張らず」など自由さや軽快さを表わす言葉を使って、茅ヶ崎の魅力が表現されています。そのことから、市内及び近隣の中で様々な要素に触れられる環境があることで、市内(又は近隣)でのんびりと過ごし、「ゆったりとした」という時間がまちに流れていることや、「自由な」・「明るい」など軽やかな印象を人々が抱くものと考えられます。

住みやすい・住み心地が良い理由

住みやすい・住み心地が良い理由の例		
海にも行けるし、山にも行ける。 富士山や箱根までの眺望が良い。 高い建物がなくて、空が広い。　など	≫	自然に関わること
家の周りでだいたいのことが済む。 歩いて、駅や海にも行ける。 小さなお店もたくさんあって、ご飯や買い物など色々楽しめる。 など	≫	交通(買い物)や食に関わること
観光地っぽくなく、のんびりしていい。 ラフな格好で歩けて、肩ひじ張らずにいれる。 茅ヶ崎の人はゆっくりとして良い。時間に対する考え方が違う。 など	≫	まちや人の雰囲気

(5)茅ヶ崎らしさとは

「人とまちの距離がちょうどよい。」

都心からも近い、小さな街。

この街に自然やお店など色々なものが詰め込まれている。

食事をしたい、買い物がしたいと思えば、おいしい食事や買い物する場所が近くにある。

サーフィンや里山散策したいと思えば、海や里山が近くにある。

思いたったら、気軽に行けて、のんびりと過ごせるのが茅ヶ崎。

調査により、近くで様々な要素に触れられる環境があることが、茅ヶ崎の価値や魅力となっています。徒歩や自転車で様々なところに行けるのは、まちがコンパクトで、自然、駅周辺、商店、住宅などが近接している環境があるということです。また、広域な視点で見ると、東京や横浜、江の島や鎌倉、箱根などにも比較に近く、他都市の魅力も気軽に味わえる、ちょうど良い位置に茅ヶ崎はあります。

以上のことから、人々が抱いている茅ヶ崎らしさ(価値や魅力)とは、人とまちの「近接性(距離感が近い)」によるものと考えられます。近接性が、待合せや電車の時間などを気にせず過ご

している人々の姿や街の雰囲気につながり、多くの人が茅ヶ崎に「ゆったりとした」、「自由な」、「明るい」など軽やかな印象を抱く要因の一つになっているものと考えられます。

茅ヶ崎が、人々にとってこれからも魅力的であり続けるためには、市民、事業者及び行政が共に「茅ヶ崎らしさ」を意識して、様々な取組を進めことが重要です。

例えば、公共空間をつくる際には、明るい色彩を基本としながら、木陰の下にベンチやオープンテラスを設置するなどゆったりと過ごせるように空間的な配慮を行い、また様々な活動を気兼ねなく行えるように空間の利用方法を過度に制限しないことが大事です。茅ヶ崎らしさを高めるような工夫を、様々な取組の中で進めることで、「茅ヶ崎っていいね」、「行きたい」、「住みたい」など、より多くの方からの共感を得ることが期待できます。

(6) 茅ヶ崎らしさを高めるために

これからも、価値・魅力ある茅ヶ崎であるために、次のことを大事にして、まちづくりを進めます。

1) 都市機能が近接している環境を強化する

・駅などの拠点に公共施設、商業業務施設などの機能を集める。

2) 楽しく、リラックスして過ごせる空間をつくる

・既存の公共施設等を活用し、遊び、学習及びイベントなどの活動が行える場所をつくる。また家の近くに、シンボルツリーなど身近なみどり、公園、飲食店、農園など楽しく過ごせる空間をつくる。

3) 街なかの移動も楽しめる

・徒歩や自転車での移動が楽しめるように、四季の移ろいを感じる花や木、魅力的なサインやストリートファニチャー等をつくる。

5．市民意見

(１) 市民アンケート

1) 調査目的

　みどりに関する満足度やみどりの施策の課題、生物多様性に関する認識などを把握し、みどりや生物多様性の施策を検討するための参考とするために行いました。

2) 調査方法

　本調査の調査方法の概要は以下のとおりとしました。

調査地域：茅ヶ崎市
調査対象者：市内在住および在勤・在学者
標本数：214 人(うち中学生 74 人)
抽出方法：茅ヶ崎市役所ＨＰでの web アンケートなど
調査時期：平成 29 年(2017 年)1 月 13 日から ２月 15 日

3) 調査結果

ア 調査対象者の属性

調査対象者の属性は、以下のとおりです。

調査対象者の性別(回答数：140 人)

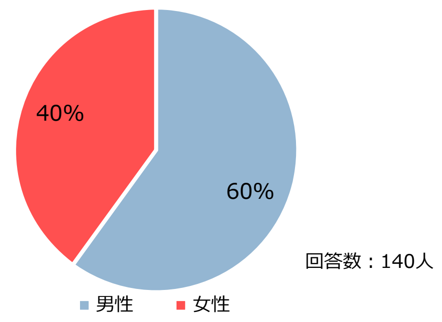

調査対象者の性別(回答数：214 人(中学生含む))

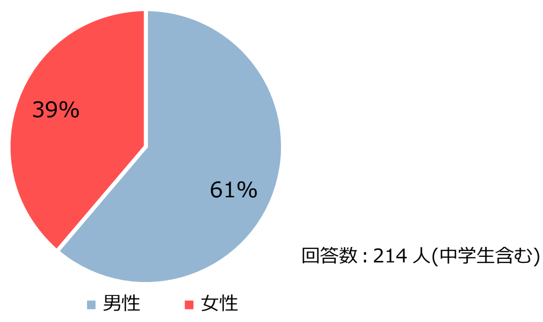

調査対象者の年齢(回答数：140 人)

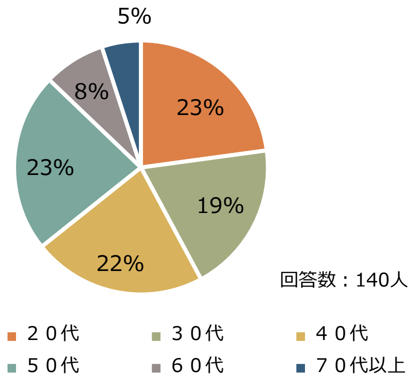

調査対象者の年齢(回答数：214 人(中学生含む))

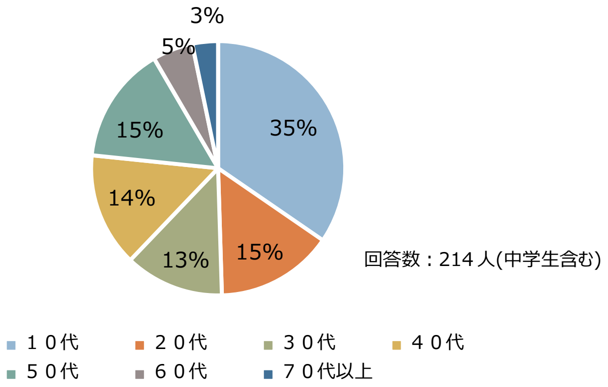

在住、在勤・在学の割合(回答数：140 人)

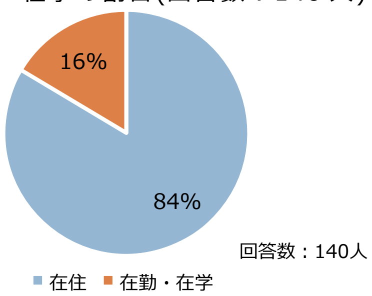

在住、在勤・在学の割合(回答数：214 人(中学生含む))

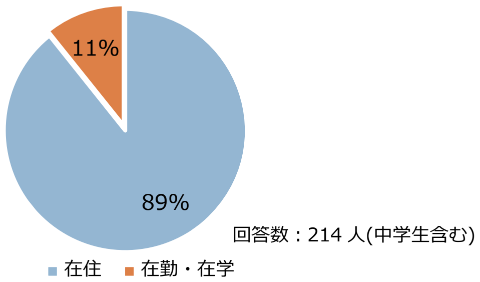

調査対象者の居住地区(回答数：140 人)

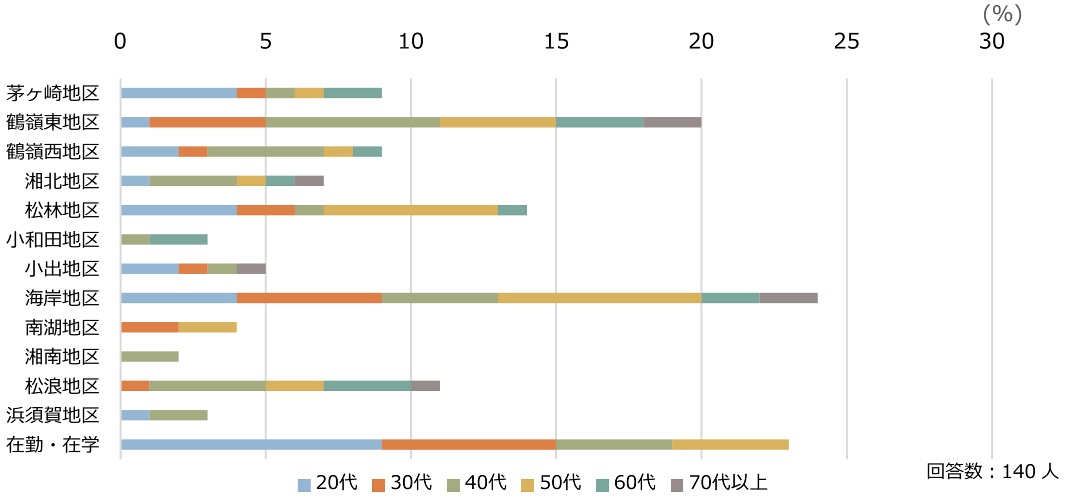

調査対象者の居住地区(回答数：214 人(中学生含む))

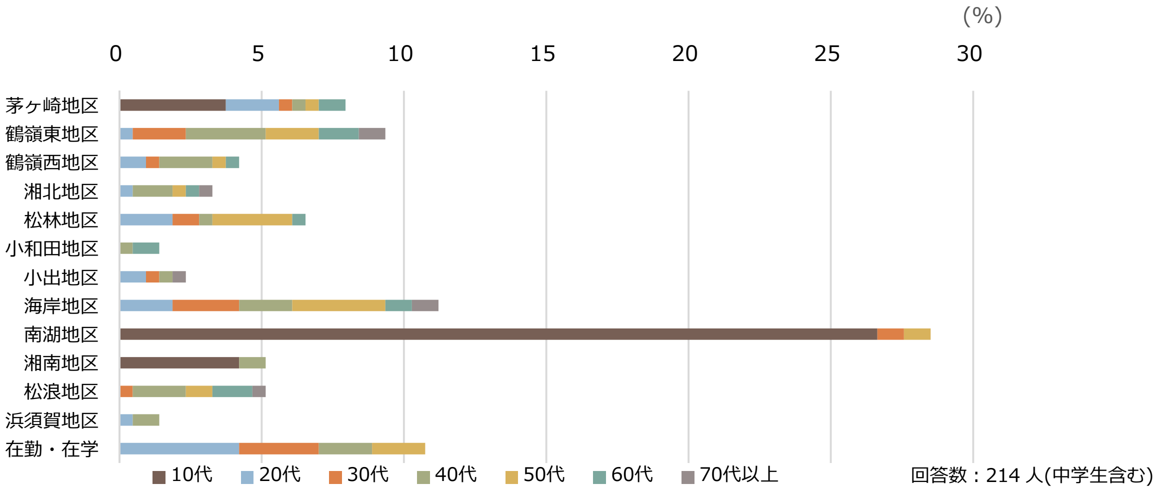

イ アンケート結果

(ｱ) みどりを守る

a 茅ヶ崎のみどりは守られていると思いますか。

・ 「少し守られている」(45.0%)が最も多く、続いて、「あまり守られていない」(25.7%)、「守られていない」(12.1%)となった。

茅ヶ崎のみどりは守られていると思いますか？(回答数：140人)

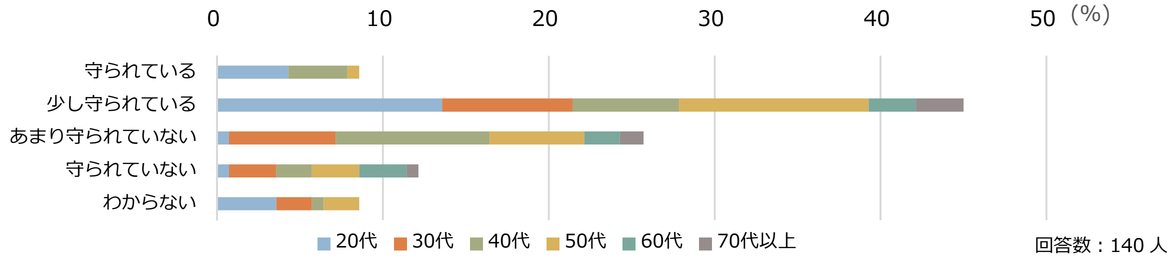

茅ヶ崎のみどりは守られていると思いますか？(回答数：214人(中学生含む))

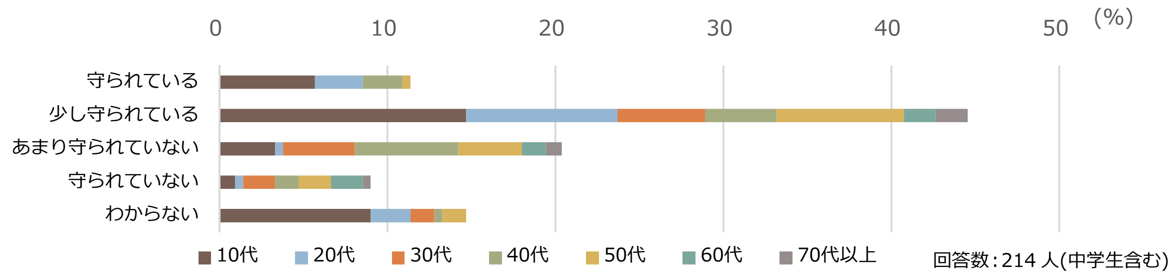

b 茅ヶ崎の中で守りたいみどりはどこですか。

- 「拠点となる大きな公園(例：里山公園・中央公園)」(7.0%)が最も多く、続いて、「海岸」(5.5%)、「市民の森」(5.1%)、「社寺のみどり」(4.9%)となった。
- 特緑候補地の中では守りたいみどりとして「行谷」のみどりが最も多かった。

茅ヶ崎の中で守りたいみどりはどこですか。(回答数：140人)

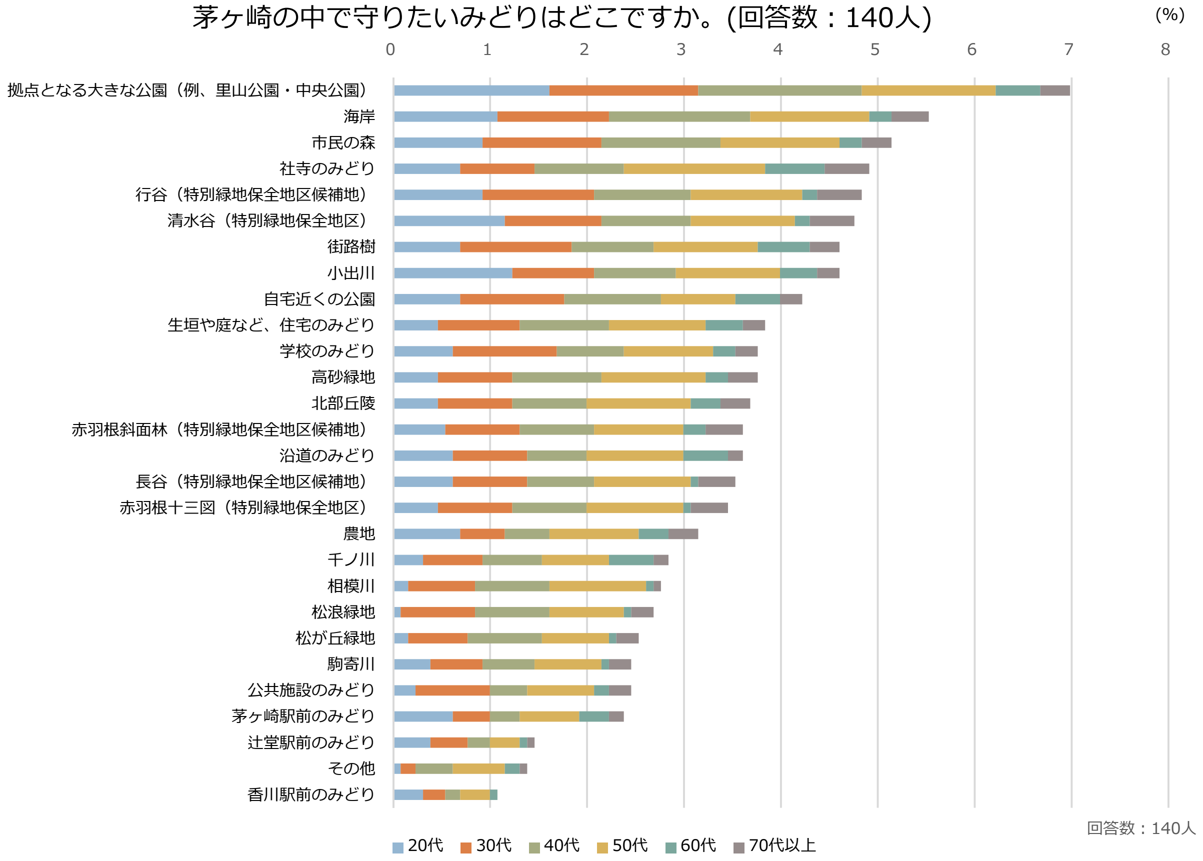

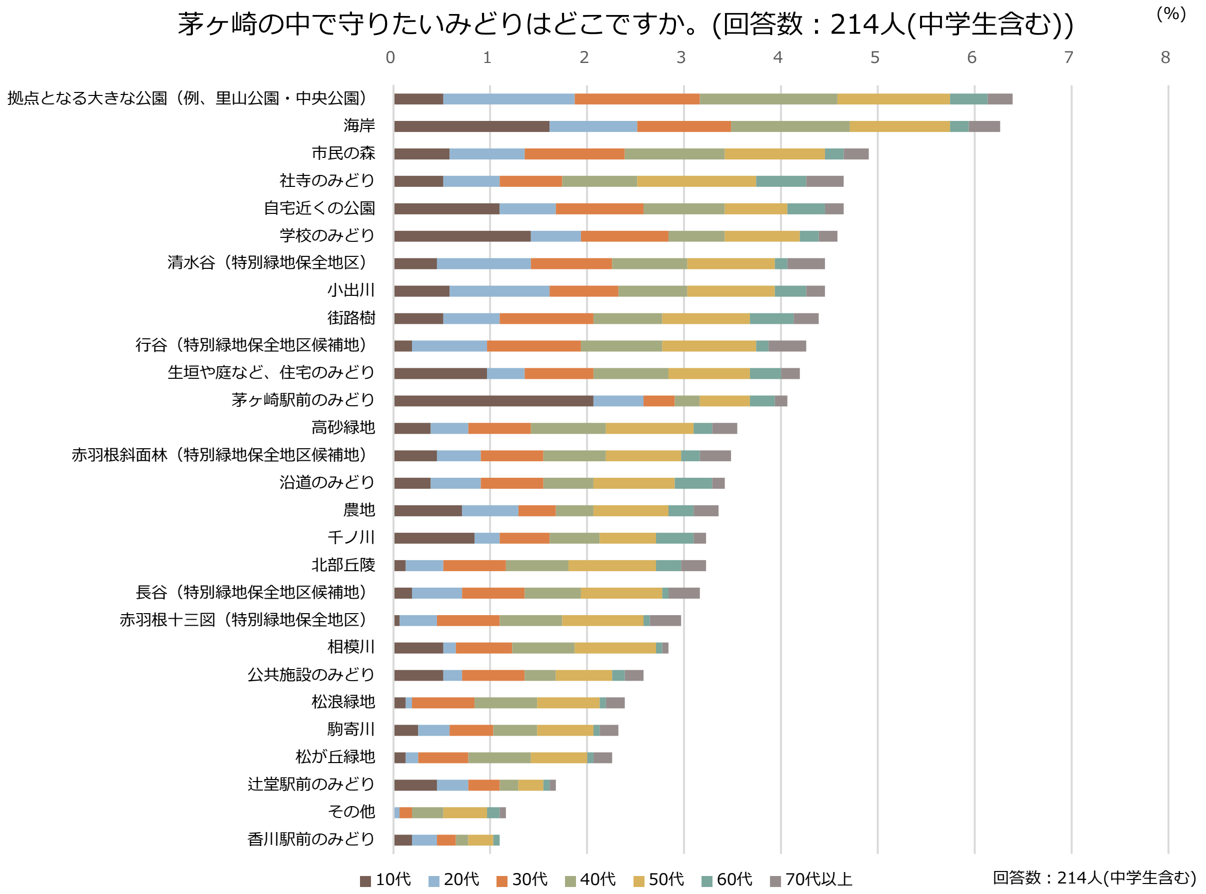

その他(19 件)：茅ヶ崎ゴルフ倶楽部(8)、民間事業所のみどり(2)、個人の庭の木(2)、田んぼや畑・生活圏の近くのみどり(1)など

(ｲ) みどりを増やす

a　茅ヶ崎のみどりは増えていると思いますか。

・　「減っている」(34.3%)、「少し減っている」(30.7%)、「わからない」(25.7%)となった。

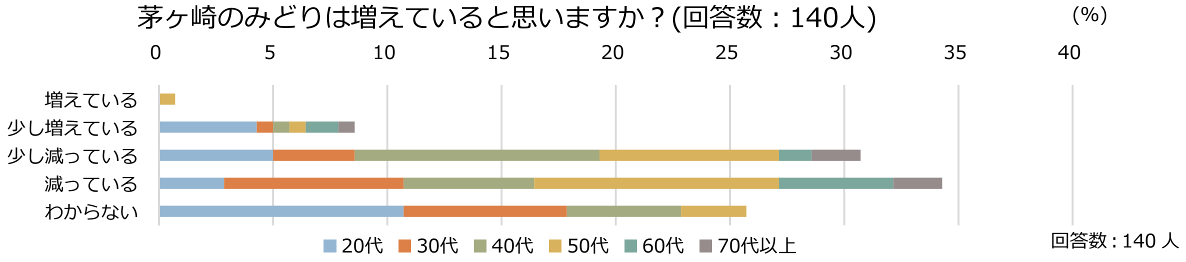

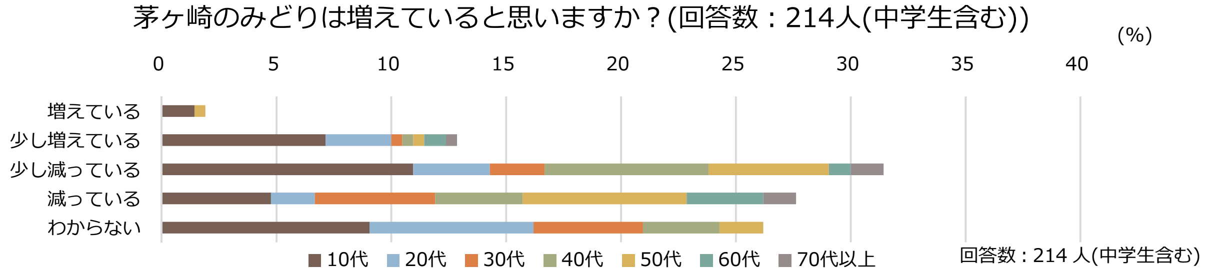

b　増やしたいみどりはどこですか。

・　「街路樹」(8.8%)が最も多く、続いて「沿道のみどり」(8.6%)、「生垣や庭など、住宅のみどり」(8.3%)となった。

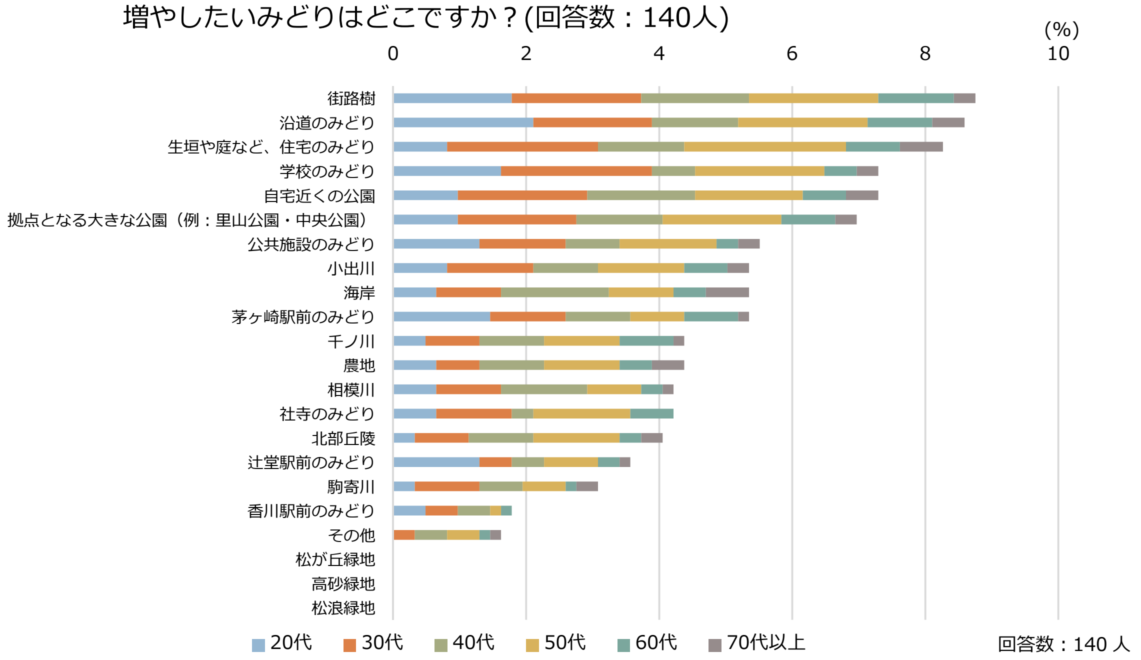

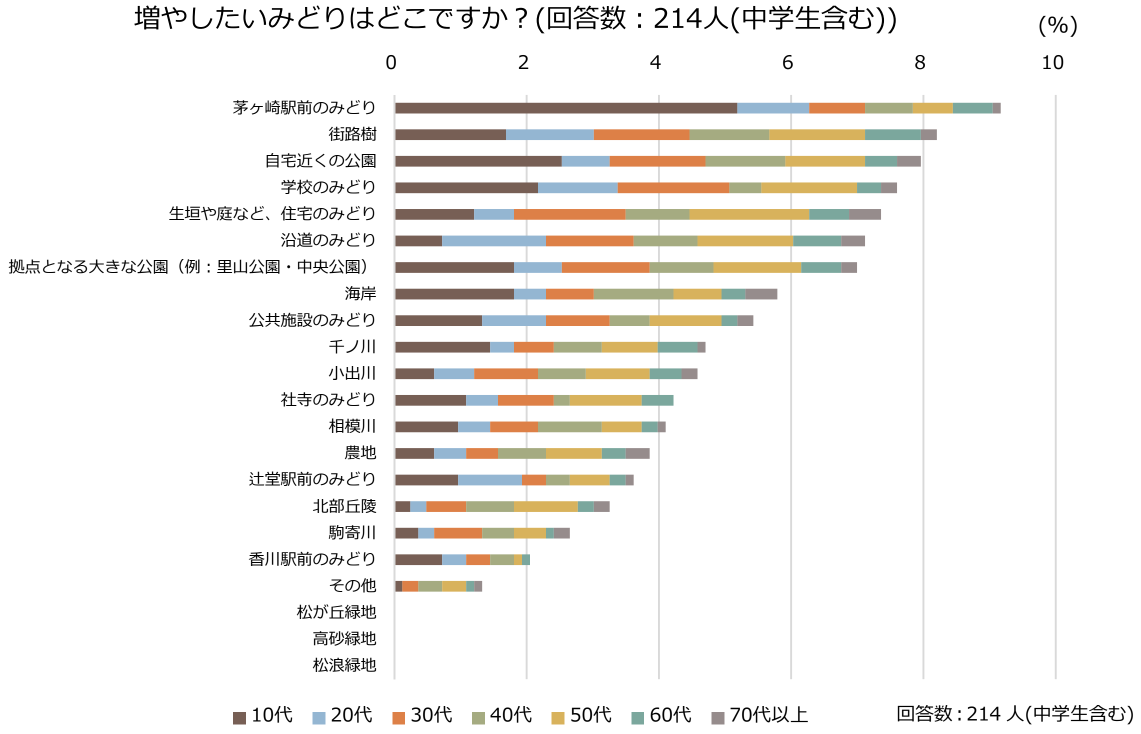

その他(11 件)：防災のための緑地帯・砂防林(3)、茅ヶ崎ゴルフ倶楽部(2)、どこにでも増やしたい(2)、民間事業所のみどり(1)など

(ｳ) みどりを戻す

a　失われたが再生したい、と思うみどりはどこですか。

・「海岸」(22.3%)が最も多く、続いて、「農地」(16.3%)、「千ノ川」・「小出川」(14.3%)となった。

失われたが再生したいと思うみどりはどこですか？(回答数：140人)

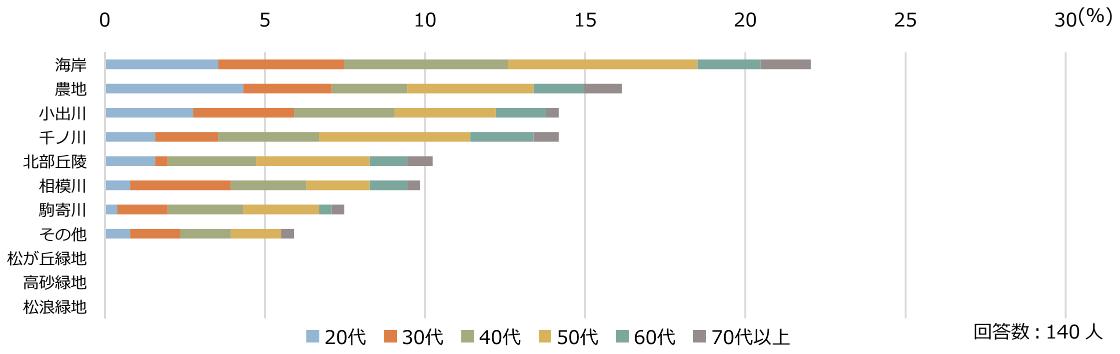

失われたが再生したいと思うみどりはどこですか？(回答数：214人(中学生含む))

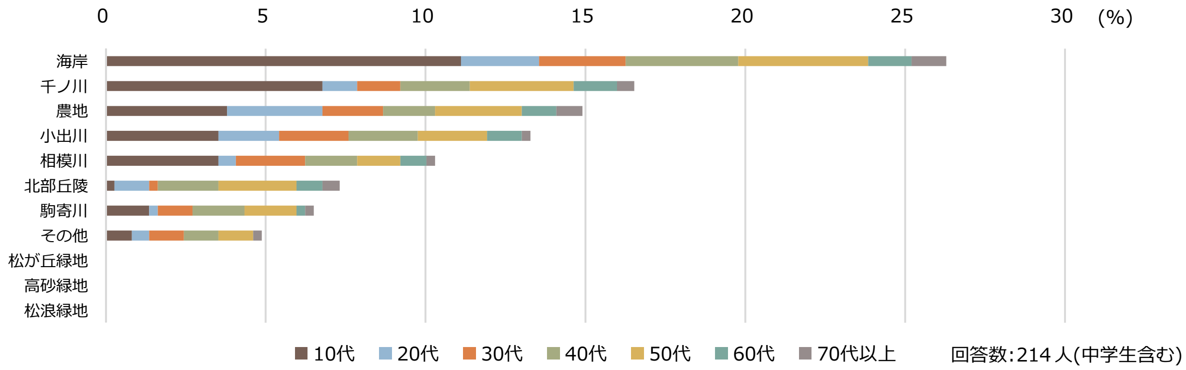

その他(11 件)：住宅地の中のみどり(3)、街路樹(1)、失われたかどうかがわからない(1)、草地・湿地(1)など

(ｴ) その他

a　「使用したくない」と思う公園は、どんな公園ですか。

・「樹木・草等が管理されない公園」(16．5%)が最も多く、続いて、「見通しが悪い公園」(15．2%)、「小さすぎる公園」(11．8%)となった。
・ベンチの無い公園は使用したくないという一方で遊具の無い公園は回答が少なかった。
・その他の自由記述では、汚い公園(ゴミが落ちている、犬の糞が落ちている)といった回答が多かった。

「使用したくない」と思う公園はどんな公園ですか？(回答数：140人)

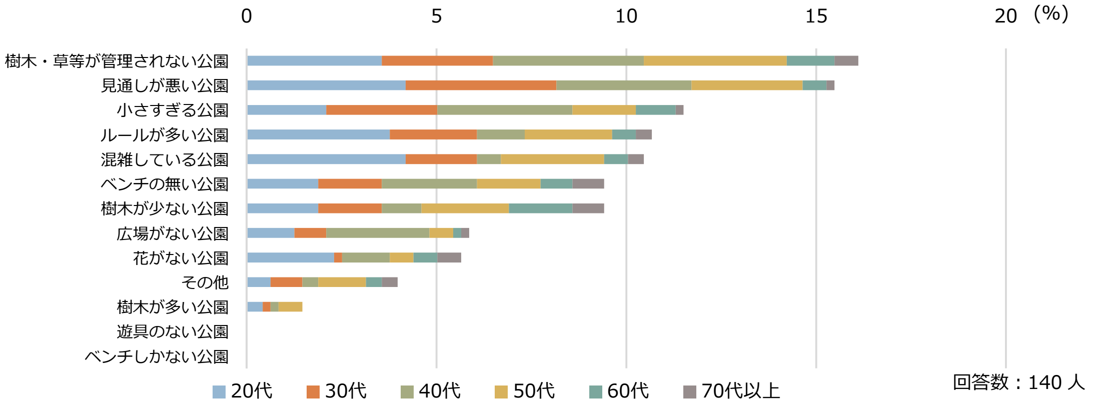

「使用したくない」と思う公園はどんな公園ですか？(回答数：214人(中学生含む))

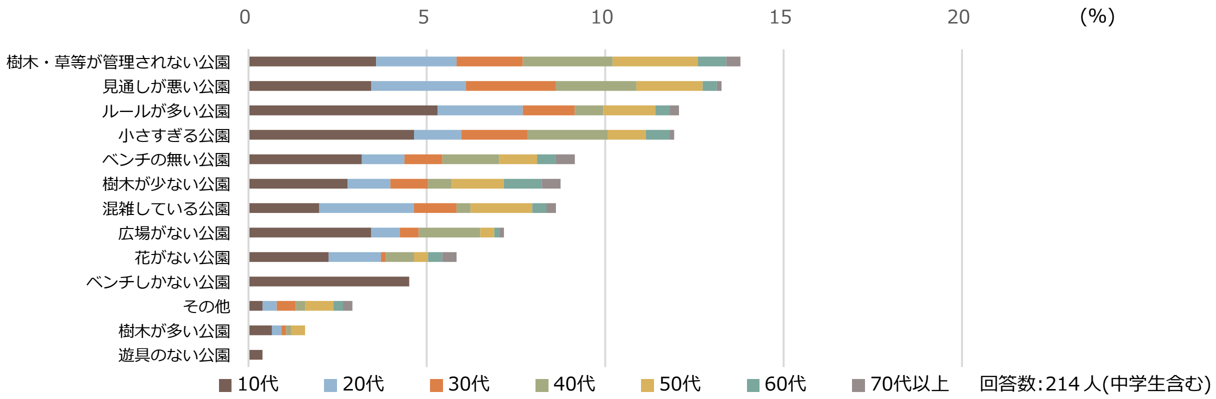

その他(21 件)：汚い公園(ゴミなどが落ちている、犬の糞が落ちている)(6)、設備(トイレや水場)の不足(4)、広域避難所としての機能がない(3)、治安の悪い公園(2)、子供の遊び場の不足(2)など

b　「生物多様性」という言葉を知っていますか。

・「言葉の意味を知っている」(66.9%)が最も多く、続いて、「意味は知らないが、聞いたことはある」(23.7%)、「知らない」(6.5%)となった。

「生物多様性」という言葉を知っていますか。(回答数：140人)

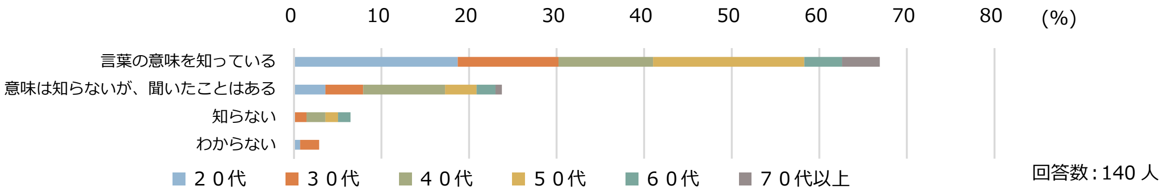

「生物多様性」という言葉を知っていますか。(回答数：214人(中学生含む))

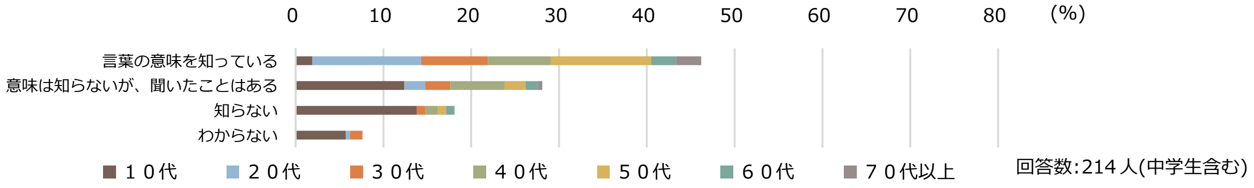

(２) 市民団体ヒアリング

1) 調査目的

茅ヶ崎市内のみどりに関する活動状況や課題、活動に対する行政の支援や要望について把握するため、みどりの基本計画改定に係る現状調査・課題把握のひとつとして実施しました。

2) 方法

ヒアリング対象：景観みどり課で把握している、「保全活動等を行っている団体」及び「赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区での活動を行う有志市民の皆様」、「茅ヶ崎市自然環境評価調査の調査員」

ヒアリング期間：平成 29 年(2017 年)1 月 30 日～2 月 10 日

ヒアリング対象団体

NO.	団体名	主な活動場所					活動の概要
		(1) 北部丘陵	(2) 農地	(3) 河川	(4) 海岸	(5) まち	
1	「生きのこれ川」の応援団			○			水質調査、河川の環境改善・保全、イベントの開催、河川等の管理作業(草刈り、清掃等)、川の研究、普及・啓発活動、生物・生態系調査
2	桂川・相模川流域協議会湘南地域協議会			○			計画づくり、河川の環境保全、普及・啓発活動、生物・生態系調査、水質調査、人材育成、河川等の管理作業(草刈り、清掃等)、イベントの開催
3	小出川に親しむ会		○	○			河川の環境保全、自然観察会、田んぼづくり、水質調査、大気汚染測定、河川等の管理作業(川そうじ、散策路の下草刈り・剪定・清掃等)、普及・啓発活動、生物・生態系調査、水辺のコンサートなどイベントの開催、環境学習の支援
4	駒寄川水と緑と風の会	○		○			水質調査、河川の環境保全、河川等の管理作業(草刈り、清掃等)、自然観察、自然環境保全、生物・生態系調査、川の学習、総合・環境学習の支援、川の歴史や文化研究
5	三翠会		○	○			河川の環境改善・保全、普及・啓発活動、畑・田んぼづくり、河川等の管理作業、自然環境保全
6	清水谷を愛する会	○					総合・環境学習の支援、自然環境の保全、普及・啓発活動、自然観察会、水質調査、生物・生態系の保全、畑・田んぼづくり、イベントの開催、生物・生態系調査
7	柳谷の自然に学ぶ会	○					まちづくり、普及・啓発活動、自然観察会、水質調査、生物・生態系調査
8	認定 NPO 法人ゆい				○		海浜植物の保全、生物・生態系調査、普及・啓発活動、イベントの開催、総合・環境学習の支援
9	相模川の河畔林を育てる会			○			自然観察会、普及・啓発活動、河川の環境改善・保全、総合・環境学習の支援、河川等の管理作業
10	生物多様性研究会	○					普及・啓発活動、水質調査、イベントの開催

ヒアリング対象団体

NO.	団体名	主な活動場所					活動の概要
		(1)北部丘陵	(2)農地	(3)河川	(4)海岸	(5)まち	
11	茅ヶ崎野外自然史博物館	○					自然観察会、生物・生態系調査、自然環境の保全、普及・啓発活動
12	行谷ツリフネソウ友の会	○					自然環境保全、自然観察会、生物・生態系調査
13	茅ヶ崎自然連合(構成団体NO.3,5,8,10,11)	○	○	○	○		団体間の情報交換・相互協力、総合・環境学習の支援、普及・啓発活動、イベントの開催
14	茅ケ崎里山公園倶楽部	○	○				畑・田んぼづくり、生物・生態系調査、広報・企画、森林・里山の保全作業、普及・啓発活動、公園の維持管理、諸施設の有効活用、市民との交流、人材育成、イベントの開催
15	ちがさき Green Wave					○	市街地の緑地の保全、まちづくり
16	文教の森プロジェクト	○					里山の保全作業、イベントの開催、イベント参加
17	赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区での活動を行う有志市民の皆様	○					保全作業
18	評価調査　調査員	○		○	○		市内全域の動植物の調査を実施。植物、哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、昆虫類

対象団体の活動の概要(延べ数)

活動の概要	件数
普及・啓発活動	12
生物・生態系調査	10
イベントの開催	9
環境調査(水質・大気)	8
自然観察会	7
河川等の管理作業(草刈り・清掃等)	5
生物・生態系の保全活動(保全作業等)	8
河川の環境改善・保全活動	6
総合・環境学習の支援	5
畑・田んぼづくり	4
研究活動	3
まちづくり	2
人材育成	2
その他 イベント参加、計画づくり、公園の維持管理、市街地の緑地の保全、諸施設の有効活用、団体間の情報交換	

対象団体の活動場所(延べ数)

主な活動場所	(1)北部丘陵	(2)農地	(3)河川	(4)海岸	(5)まち
件数	9	4	7	2	1
割合(%)	39	17	30	9	4

3) 調査結果

主なご意見　()内の数字はご意見の件数　◎→3 件以上　○→2 件　・→その他

ア 活動における課題

(1)活動資金	・活動資金のしくみづくりが大変である。 ・人員が増えると活動資金も増えるのでまずは人員を増やすことからだと思っている。
(2)人材	◎高齢化しており、年齢層に偏りがある。(3) ◎次世代へ継承していくため人材育成が必要である。(3) ○組織の幹部や指導的な役割をする人が少ない。(2) ○人材が少ない。(2) ・市がやるべきなのにやっていない。 ・誰もやる人がいない。 ・組織のしくみがあやふやである。 ・問題ない。
(3)情報	◎活動の情報発信は、会報、HP、SNS、広報など(ポスター、タウンニュース、地方版新聞紙等)やイベント（環境フェア、お祭り等）参加や保育園、学校との連携なども行っている。(15) ・活動場所での生物情報などが共有されていない。 ・観察会の年齢層や対象をどのように設定するかが難しい。 ・様々な地域の情報を交換できるようにするとよいが、どのように情報を共有するかが課題。
(4)支援のしくみ及び市への要望	◎地元とのネットワーク及び協力体制を構築してほしい。(3) ◎関係者間の合意形成の場や情報共有の場が必要だと思う。(3) ◎市民や子どもを対象とした環境教育の場を設置してほしい。(3) ○市の関係課が複数あるので庁内で連携・調整してほしい。どこに何を聞いたら解決するのかが分からない。職員の異動後も引き継がれるようにしてほしい。(2) ○国や県、隣接市など行政間で課題を共有し、市としての方針を示し、連携を図ってほしい。(2) ○学校等教育機関と連携できるよう調整してほしい。(2) ○活動場所の一部で歩くことができないため、歩けるように整備してほしい。(2) ○団体の活動情報を広報・タウンニュース等で発信してもらっている。今後もお願いしたい。(2) ○活動場所及び周辺での開発に関する情報を地元自治会と同様に知らせてほしい。計画を立てる段階で一度、市民団体に相談が欲しい。(2) ○市が市内の活動団体や活動内容を把握・調整し、市としての方向を示せれば良いのではないか。(2) ○整備方法がわからない。樹林地の下草刈り等の具体的な方法を知りたい。保全管理マニュアル等があればよい。(2) ・活動場所の環境整備について日頃から要望を出していることが問題点である。 ・活動場所のゴミの投棄等のマナー啓発を実施してほしい。 ・動物捕獲用の檻及び水質調査のパックテストの提供していただいており、助かっている。 ・資材の提供も含め市の職員の主体的な姿勢がみられない。 ・市民向けに環境に関する情報を発信してほしい。 ・中には良かれと思って街路樹の下などに花を植えている人もいる。外来種、園芸種が拡散するのはまずいよというのを押し付けでなく、情報を流して伝える必要がある。 ・公園緑地課との連携等は、「エコワーク」でやっていた。今後は、占用地域として、茅ヶ崎市で行うことはしっかりスケジュール等を決めて行うべきである。

イ 今後の活動の展望

(1)市や他団体との協働	・保全活動をしている人との連携を考えている。 ・環境教育としてもやってほしい。 ・小中学校等の教育機関と連携したい。そのために、行政に動いてもらいたい。
(2)今後の活動	◎子どもたちへの環境教育を行い、次世代へとつなげていきたい。(3) ◎人と関わり自然の大切さを伝えていきたい。 (3) ・緑地保全が茅ヶ崎市の魅力向上につながるよう活動している。 ・地域の個性が醸し出される活動をしていきたい。 ・自然環境を保護育成する事の大事さと得られる成果を共有していきたい。 ・企業への働きかけをしていきたい。 ・SNS で発信する等の従来と別の方法も考えている。

ウ 「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の施策について

(1)改定の進め方	◎現行のみどりの基本計画の評価をして、次の改定をしてほしい。(3) ◎市民の意見を聞く場が、一方的に担当課が聞くというヒアリングという方法でいいのか。ヒアリングだけでは市民の意見を反映できないのではないか。(3) ◎ヒアリングの意見がどのように反映されるのかが課題である。(3) ○ヒアリングを今後も継続してほしい。(2) ・ヒアリング結果を分析して市が現状を把握できるとよい。 ・各団体のヒアリング結果はすべての団体に公表して、その後全体で策定に関する意見交換ができるような場を設けてほしい。 ・改定スケジュールがわかりにくい。 ・みどりの基本計画は、作った後も適宜見直す必要がある。 ・保全団体から外部評価を行うのはどうか。
(2)計画の位置づけ	◎環境基本計画や生物多様性地域戦略などと整合性のある計画としてほしい。(3) ○基本計画と条例との関連性を明確にしてほしい。(2) ○条例で不足している分を計画改定で補てんしていただきたい。(2) ・みどりの基本計画を上位に位置づけてほしい。 ・まちづくり条例に緑化が入っていない。 ・計画や条例が実際の活動や生活に直結したみどりとつながるようにしてほしい。
(3)計画の目標	○公園などの緑地面積目標が達成されれば茅ヶ崎のみどりが守られるとは思わない。緑地面積とした根拠を示してほしい。(2) ○過去の茅ヶ崎市の豊かな時代を踏まえて今後の目標設定を考えてはどうか。地域の記憶をもとに目標を考えてほしい。(2) ・現在は参考として扱われている緑被率を目標の基準としてほしい。 ・目標の指標には、「努めます」、「図ります」など定量的ではない表現が多く、具体的に何を行っていくのか良く分からない。
(4)施策の方針	○都市計画の話から検討すべきである。インセンティブを付けるなどしてみどりの減少に歯止めをかけるようにしていった方が良い。(2) ○多くの市民に昔の自然の記憶を知ってもらい保存していくことが求められるため、施策に入れてもらいたい。(2) ○今後増加する空き家問題と関連したみどりの保全を計画に入れてほしい。(2) ・現在ある良好な環境を維持することが重要であり、いかに残すかを考えるべきである。 ・教育や技術も取り入れて、生活者が作り出した文化から生まれる「茅ヶ崎らしさ」を大切にする必要がある。 ・公共施設のみどりのあり方を考えるべきである。 ・公有地にある巨木をアピールし、市民の意識を高めることができないか。 ・工場等の事業所内の緑地をビオトープ化することで質を上げられるので、できることから実現すれば良い。 ・河川事業等の公共事業で自然が壊されており、配慮されていない。 ・開発の際のミティゲーションについて、条例や計画に入れるべきだと思う。 ・保存樹林や借地公園の開発の計画でどのように歯止めをかけるのか。 ・提供公園の大多数の管理が不十分であり、事業所についても緑化後の管理が課題である。 ・特別緑地保全地区指定後の保全管理のことを書いてほしい。

(4)施策の方針	・ビオトープや緑地保全に取り組む個人、学校、事業者に対して評価する制度が必要なのではないか。 ・緑地の量を増やすよりも、管理のあり方を見直すことで今ある緑地の質を維持もしくは高めることが必要だ。
(5)みどりの配置方針	○現在良好な緑地が残っているのは、赤羽根十三図、清水谷、里山公園等のコア地域。さらにコア地域をつなげるみどりが重要で、ゴルフ場等のみどりがつなぐ役割をしているが茅ヶ崎市全体を考えた位置づけにしないといけないと思う。(2) ○緑化重点地区、保全配慮地区等に関して、しっかりと要綱等を作り、大切にしてほしい。(2) ・7 つのコア地域だけでも優先的に保全していく。有効な方法を考えるべきである。
(6)地区別の方針	①北部丘陵のみどり ＜柳谷・里山公園＞ ○公園内で活動する団体が月 1 回集まって意見交換する保全部会という場を設けている。利用、管理等の話し合える場があるのは重要である。(2) ○人を育てることが一番大事である。(2) ・近くの人が定期的に見ることが重要だと考えている。 ・大きさや環境の割には生物が少ないと思う。 ・池の外来種については、コクチバス、ウシガエルが異常に増えたことがある。 ・奥の田んぼは遷移が進み高茎草本になっているため、攪乱が必要である。 ・すぐ土砂がたまってしまうのは地形的に仕方ない。公園だから人が手を加えて維持していかなくてはいけない。 ・昔は水田利用したくてもできなかったところであるため、水がすぐ抜けてしまう。過去の土地利用を把握して環境の利用を考えないといけない。 ・人数や頻度を管理しており、盗掘等の対策を行っている。 ・PDCA で年度末に活動をチェックし、次年度の活動に反映する。 ＜行谷＞ ◎市が地権者や住民の意識の啓発、関係者間の調整を行ってほしい。(4) ◎県の遊水地の候補地となっているが、現状の生物多様性を重視して配慮してほしい。市が県に働きかけをしてほしい。(3) ○常緑樹林のところが特別緑地保全地区候補地であるが、谷底部の湿地も含め全体的に保全してほしい。(2) ・現在の借地を公有地化することで湿地を維持してほしい。県の遊水地計画で生息地を失う種をこの土地で保全する必要がある。 ・行谷の遊水池を作る際は市民も一緒になって、どのような形になるか話し合いたい。 ・埋立地は外来種の供給源になってしまっている。 ・特別緑地保全地区になるところもモウソウチクだけでも切った方がいいと言い続けて、茅ヶ崎市が地権者に話をしてくれれば作業をやるのにそれもできなかった。調査をしても林床がなにもなくなってしまっている。多様性が低下してきている。 ・みどりの保全地区が条例の中の要綱で定められ、遊水地予定場所周辺についても市が県に訴えていくことが重要であると考える。現況のコア地域ということより、みどりの保全地区になり、条例に定められれば説得力があり、条例が外側に訴える手段に使えると思う。 ＜清水谷＞ ・特別緑地保全地区に指定するということが目標であったかもしれないが、指定後もみどり豊かな状態で保つことが重要である。 ・保全管理計画のカルテに作業分担や作業内容、スケジュール等を記載してほしい。 ・水枯れ、倒木の問題は 2～3 年続いている事象であり、対策してほしい。 ・特別緑地保全地区指定について、地権者は税控除等のメリットがあるが、地権者や市民への周知が全くされていないと思う。 ・市役所職員が清水谷について自分で考えて積極的に取り組む姿勢が見られない。 ＜赤羽根＞ ・斜面林が荒れている。

(6)地区別の方針	＜長谷＞ ○調査も行われずに樹木が伐採され、開発が進んでしまった。(2) ・遺跡があり、非常にいい環境であるため、なるべく残したいところである。 ＜その他＞ ○歴史公園や資料館の整備か所については、緑化する際には歴史や地域性をふまえた生物多様性に配慮したものにしてほしい。(2) ・資料館移設予定地の場所は、ハンゲショウやヤマネグサ等の湿生植物が自生、この湿地の重要性について、景観みどり課はどの程度伝えているのか？ ・牧場のモータープールの所は、毎年タヒバリが越冬に来る場所だった。この場所をフィールドにしている人たちにも意見を聞くべきだった。 ・杉山原の資材置き場になってしまった場所は元々ヒノキ林で、野鳥のコアエリアとして機能していたが、無届で伐採され、屋根のある建物が数個建っている。 ②農地のみどり ◎現況では放棄水田等の農地にはたくさんの生物がいる。農地が重要なみどりだと農家の人や住民に意識してもらわないといけない。(4) ○市街化調整区域でも、水田はどんどん休耕田になり、畑になり、宅地になってしまう。(2) ・農業と環境は一緒に考えなければならないが、農政課と環境もくっついてやっていくべきである。 ・市街地の遊休地を農地とし、市民農園として利用することで、緑地(草地)の維持につながるのではないか。 ③河川のみどり ◎河川沿いのみどりを増やすとなっているが、河川事業では治水優先で、みどりへの配慮がされていない。(3) ○流域の住民を巻き込んで一緒に川づくりをしようというのを計画に入れてほしい。(2) ○河川での緑地のつながりを考えることが重要。市が一番携わる道路、河川事業において、生物が移動できる空間、緑地のつながり(エコロジカル・ネットワーク)の考え方を盛り込んでほしい。(2) ・一河川だけで考えるのではなく、流域全体で考える必要がある。 ・川沿いの公園の整備の際には川と一体的に行うことで、市民が川に親しみを感じられるようにして欲しい。 ・雨水利用と貯留を同時にできる時代であり、公共施設でも実現するとよいと思う。 ＜小出川＞ ・小出川の管轄は神奈川県だが、昔から地域の人が親しんできた川なのでみどりの基本計画で位置づけるべきである。 ・小出川は地域の川なのだから、市民と一緒に親しむ活動を行っていく上で、市も当事者意識を持って主体性に取り組んでほしい。 ・水とみどりのネットワークとしての小出川のグランドプランを、茅ヶ崎市と市民が共同で作成していくことを検討してもらいたい。 ・行谷地区では、防災の観点から遊水地や水辺公園の案があるが、環境保全においても市民の憩いの場としても重要なことであるため、生物多様性の観点から検討を進めてほしい。 ＜駒寄川＞ ・昔に比べみどりのつながりが失われ、生物多様性が低下している。 ・ホトケドジョウやモクズガニなどが生息しており、諏訪谷でウラシマソウが確認できる等、点在しているが指標種が確認できる。ネットワークをつなぐ一角として機能しており、清水谷とのつながりを確保できるといいと思う。 ・駒寄川で河川改修して今の環境がなくなってしまうのは避けたい。河川改修の際には生物多様性に配慮した方法をとってほしい。 ＜千ノ川＞ ・フェンス内があり市民は川があるのに身近に感じていないようだ。 ・流域を通してみると景観がバラバラになっている。 ・河川整備では親水護岸や多自然護岸にするのが難しいという考え方になっているがみどりの保全ために変えなければいけない。

(6)地区別の方針	＜中央公園北側の水路＞ ・水質が非常に良く、ヒラテテナガエビ、アブラハヤ等の希少種などが見られ、豊かで多様な生物相ができている。 ・道路の事業と一体的に市が国・県と調整して保全を進めていってほしい。 ④海岸のみどり ・海岸部はレジャーや水産業者の利用者の意識の啓発も含めて、市としての位置づけ、方針を示して県、国と共有認識を持ってみどりの確保を進めてほしい。それらとの合意形成を進めてほしい。 ・単純に海岸部のみどりを加算するということで緑被が増えるという計算ではなく、海浜植生も含めて全体を考えるという視点で緑被率向上の方針を示してほしい。 ⑤まちのみどり ◎市街地では、住宅開発や公園の廃止など開発が進んでおり、茅ヶ崎市歌にあるような松のみどりがどんどん減少している。(5) ・借地公園や保存樹林が減少したということもあり、基金などの現況のみどりを保全するしくみを考える必要がある。 ・海岸側のみどりの状況をどう考えていくのか。海岸配慮地区はお屋敷のみどりくらいしかない。 ・鉄砲道のところも作って終わりにならないようにしてほしい。 ・個人宅や公共施設にヒキガエルの産卵場所を設置してほしい。 ・民有地の保存樹林は大切であるため、市が地域の人に啓発する必要がある。
(7)計画の推進	①普及啓発 ○市民の興味がないので、計画を市民に周知してほしい。(2) ○市民へのみどりに関する活動や考えなどの通知がない。(2) ・概要版は見やすく行動に移るようなものにした方がよい。 ②推進する体制 ＜庁内の連携＞ ◎庁内で都市部、環境部等に自然環境に関する課が分かれており、現状では連携されておらず、連携が必要である。推進するための庁内の組織編成が合っていないと思う。(6) ・職員の認識が低い、庁内で勉強しないといけない。 ・計画をどのように推進していくかにエネルギーを注いでほしい。 ＜他の機関との連携＞ ◎市がどう取り組んでいくのか具体的に動き出される構想があって、国や県と共有認識を持ってみどりを確保していくことが重要である。(3) ＜市民との連携・しくみづくり＞ ◎地元ボランティアの協力なしでは保全できないため、連携する必要がある。そのためには、行政に市民の意見を受け入れて調整できる体制や、ステークホルダーが意見を言い合える協議の場が必要であると思う。(5) ◎土地所有者と保全団体の調整や土地所有者や市民の意識の啓発を行わなければいけない。(3) ・地域に伝えたいと思っている団体には普及活動に加わってもらい、市には学校と協力団体を調整する・情報を提供する役割を担うのが良いのではないか。 ・保全系と創出系では一致しないがいろいろな取組があることがよいと思う。 ③人材育成 ◎みどりの保全を市民が担えるようなマンパワーが育つ人材育成のシステムについても記載してほしい。高齢化に対して、調査方法などの知見を保存していく活動も必要である。(4) ・環境教育に関する記述をするべきである。 ・学校と連携し、小学生は親子で参加、中学生には家庭で話してもらうなどの取組があるとよい。

(7)計画の推進	④進行管理 ◎みどり審議会の議題の設定方法や委員については市内の人が少ないので評価できているか疑問だ。(3) ○進行管理がされていない。見直さなければいけない。(2) ○みどり審議会でのみどりの基本計画の評価が1年後なので予算に反映されないので、評価の方法を考えていかないといけない。(2) ⑤計画の実効性 ◎しばりがあり、実効性のある計画にしなければならない。(3) ・具体的な内容とし、スケジュールがわかる計画にしてほしい。 ⑥行動計画 ○時間や担当などがはっきりしている2、3年分と、5年先10年先のものとして掲げるものを分けた方がよい。アクションプラン、実行計画がなければいけない。(2) ○冊子にまとめるだけではなく、具体的な活動につなげていってほしい。目標と目的を達成するための手段が書いていない。(2) ⑦優先的に実施する施策 ・重点的に保全する対象をはっきりさせて、優先度をつけるなどアクセントをつけた計画を作ってほしい。 ・手を打てる場所について実効性を上げる手段を考えてほしい。 ・行政のお金は重要性の高い緑地に使ってもらいたい。 ⑧基金 ・みどりのまちづくり基金のガイドラインを作り、みどりの基本計画に入れるべきであると思う。 ・従来とは異なる弾力的な基金のあり方を考え、条例を作ってほしい。

エ 生物多様性保全に関する取組について

(1)生物多様性の現状	①自然環境評価調査 ○みどりを維持していくのに人が大切であるが、調査員の知識の伝達がうまくいっていないのがもったいない。5年に1回の調査では難しいのではないか。また、次のリーダー、サブリーダーを次の5年までに育成することが大事。(2) ・調査はかなり労力をかけてやっているが、開発などの際に活かし切れていない。 ・評価調査の結果を重視し、コア地域をどう保全していくか明記してほしい。 ・前回から新たに絶滅危惧種が見つかっており、見直さなければいけない。種を保全するにも基準が必要なので絶滅危惧種の分布図等の記録が重要だと考える。 ・植物より飛ばない生きものが最初に被害を受けるだろう。
(2)位置づけ	・生物多様性の保全については、都市緑地法と違うので、生物多様性地域戦略の位置づけをしっかりしてほしい。
(3)目標について	○生物多様性については、みどりに見えればいいということではない。(2) ・1960年代の経済最優先のような空気になっているが、そのようにはしたくない。みどりとは生きものの生息場所、生物多様性ととらえ保全していくことで市の魅力が向上すると考える。 ・海浜植物については、遺伝子、種も含めた生物多様性の保全・復元を進めていくことが重要だと考えている。

(4)施策の方針	・危機的な場所を重点的に守る視点が必要である。 ・自然のつながりが重要である。 ・種をいっぱい残しておく必要がある。 ・身近なところに多様な生きものがいるということ、多様性に気づけるような環境づくりをする必要がある。 ・公園再生(公園リニューアル)では、周辺の自然環境と生物多様性に繋がると思われる事は極力取り入れて行って頂きたい。 ・”茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進”については生きものの種に偏りのない、確実に生物多様性が認められる物を幅広く、その種を対象としていただきたい。 ・暗渠化する前にその流水を上手く利用し、生息する生きものの保全を先ずは考える事を、この施策に加えるべきである。 ・カエルのネットワークを位置づけてもらいたい。
(5)推進について	①普及啓発 ・「生物多様性」とは何かということを伝える啓蒙活動を行う必要があるのではないか。 ・公共施設の緑地があまり生物多様性に配慮したものになっていない。 ・みどりの基本計画の初めのページに生物多様性という言葉を出した方が良い。 ②推進する体制 ＜庁内連携＞ ・環境政策課と連携を取っていかないといけない。 ＜市民との連携・しくみづくり＞ 〇開発の際のミティゲーションをしっかりとやって、市民と一緒にモニタリングをするようなものになって欲しい。(2) ・保全作業が本当に生きものにとってプラスに働いているかのモニタリングが行われていない。保全管理作業のあり方を見直す必要がある。管理作業の評価基準を市が設ける必要があるのではないか。 ・外来種除去のための人を集めるようなシステムも作ってもらいたい。 ③人材育成 〇学校ビオトープの推進など小学校などで子どもたちへの環境教育を進めていくことが重要である。(2) ・外来種除去のための人を集めるようなシステムも作ってもらいたい。

（3）事業者アンケート

1) 調査目的

生物多様性に関する認識や取組の現状と課題を把握し、生物多様性の施策を検討するための参考としました。

2) 調査方法

調査対象：茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会：19 社

回答数有効回収数(率)：6 社(31％)

調査時期：平成 28 年(2016 年)12 月 9 日から平成 29 年(2017 年)1 月 18 日

3) アンケート結果

ア 企業の属性

問 1　企業プロフィール

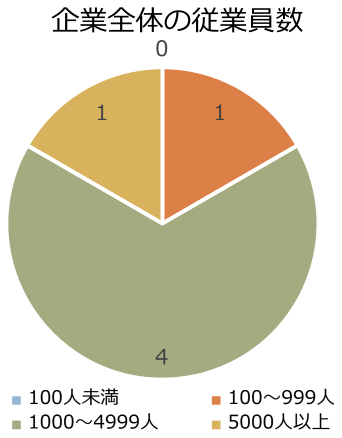

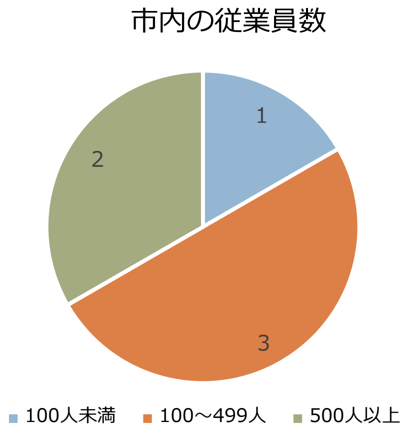

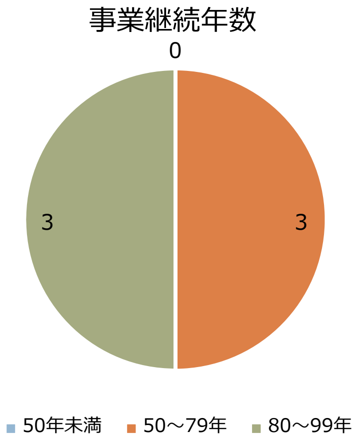

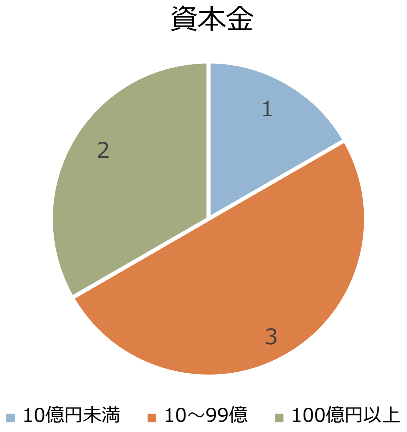

イ アンケート結果

(ｱ) 生物多様性に関する認識

問２　貴社の事業活動と生物多様性保全への取組との関連性について、当てはまるものを選んでください。(１つ)

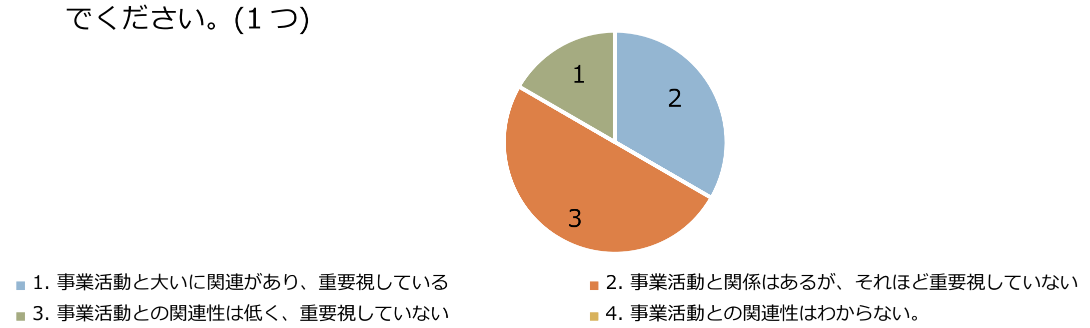

問３　貴社の事業活動による生物多様性への影響について当てはまるものを選んでください。(すべて)

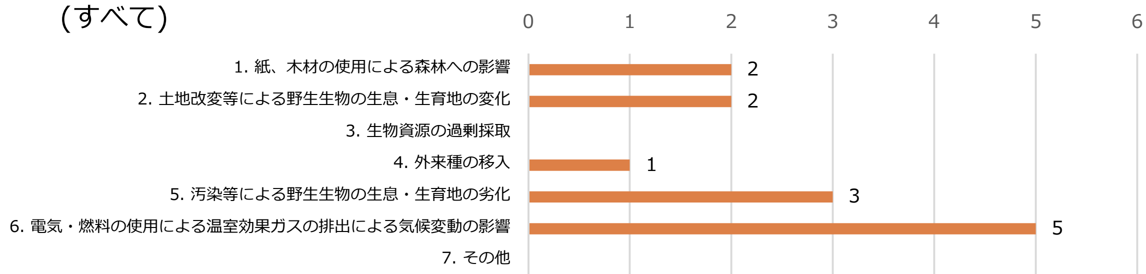

(ｲ) みどりや生物多様性に関する取組の現状と方向性

問４　貴社の社会貢献活動やCSR活動におけるみどりや生物多様性への取組について当てはまるものを選んでください。(１つ)

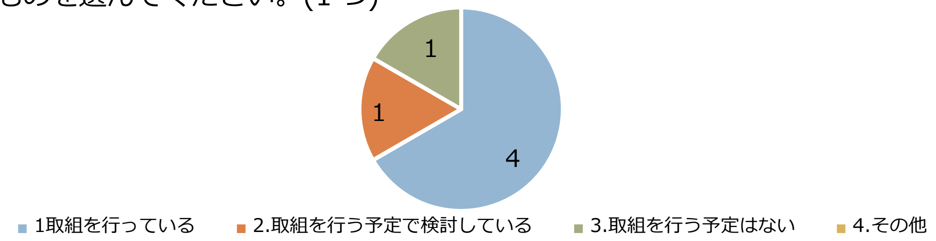

問５　貴社では、みどりや生物多様性に関する取組の推進責任者はどのような方ですか。当てはまるものを選んでください。(１つ)

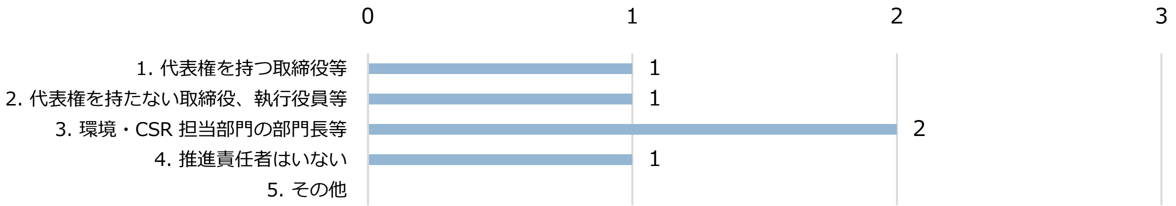

問６　貴社では、環境報告書やホームページ等による情報公開において、みどりや生物多様性に関する情報公開を行っていますか。当てはまるものを選んでください。(1 つ)

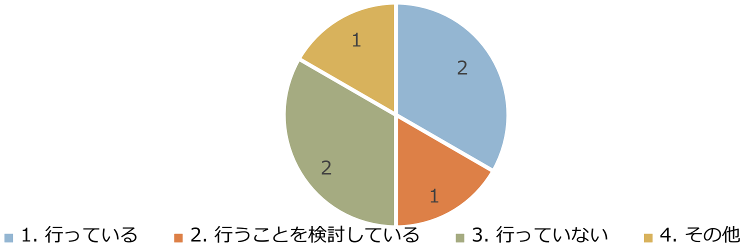

問７　貴社では、従業員に対して、みどりや生物多様性に関する教育を行っていますか。当てはまるものを選んでください。(1 つ)

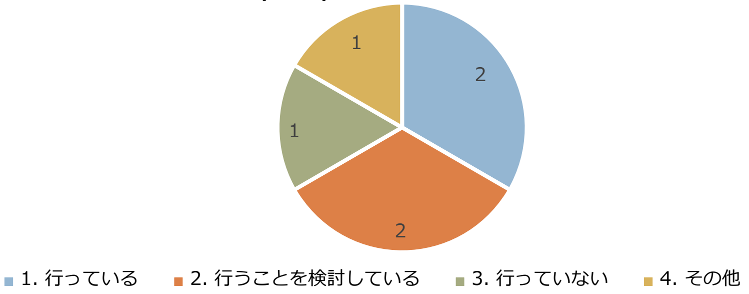

4.その他(3 件)：取組んでいない、環境マネジメントシステムの取組みの一環、企業の先人からの伝承

問８　貴社では生物多様性に関する取組を開始するにあたり、何がきっかけになりましたか。当てはまるものを選んでください。(すべて)

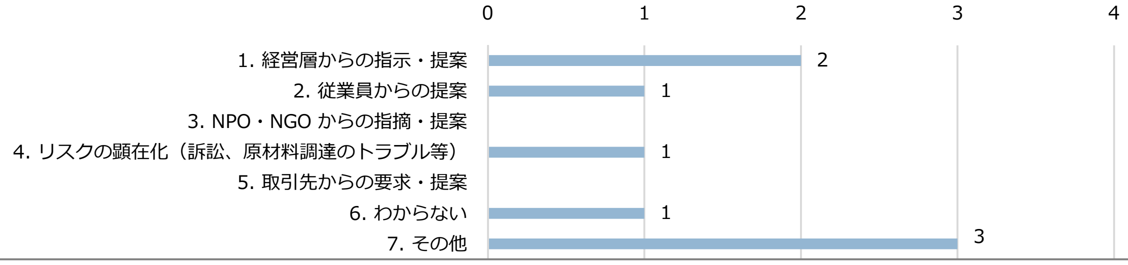

問９　貴社においてみどりや生物多様性保全の取組として行っているものを選んでください。(すべて)

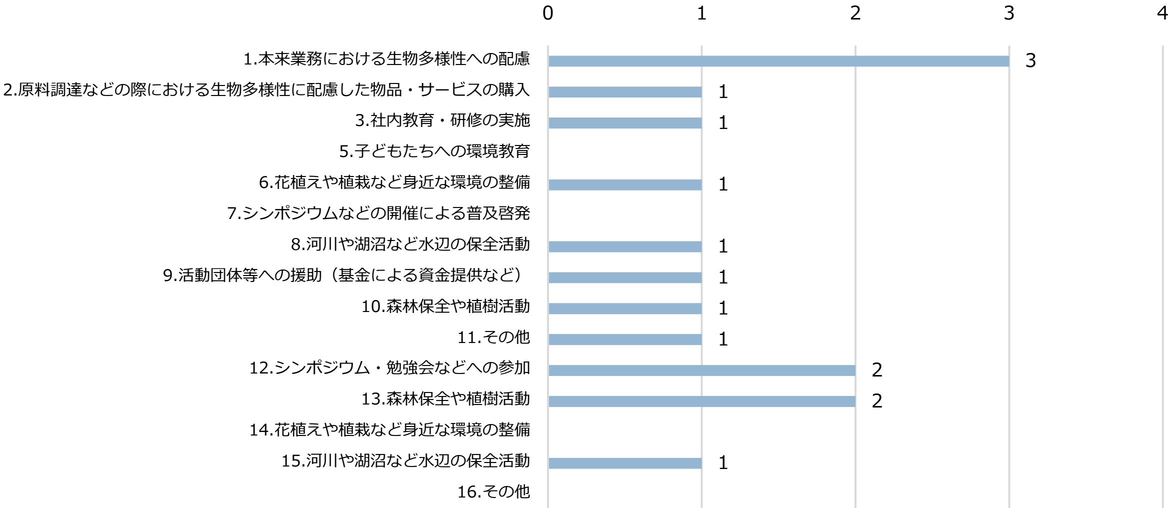

問 10　貴社においてみどりや生物多様性の保全への具体的な取組場所として当てはまるものを選んでください。(すべて)

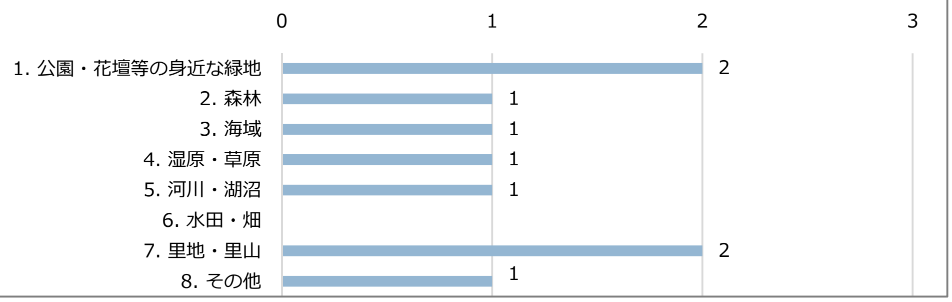

問 11　貴社では、どのような社外の関係者と連携してみどりや生物多様性に関する取組を実施していますか。当てはまるものを選んでください。(すべて)

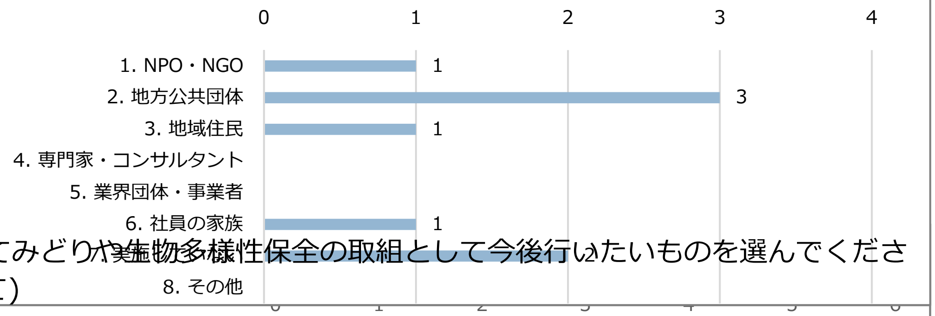

問 12　貴社においてみどりや生物多様性保全の取組として今後行いたいものを選んでください。(すべて)

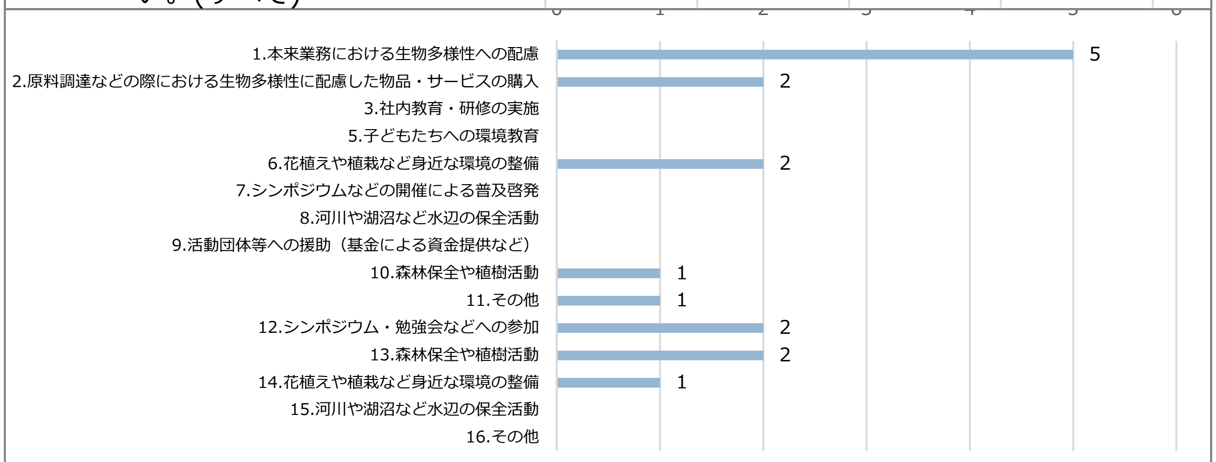

(ｳ) 取り組みの可能性について

問 13　企業のみどりや生物多様性保全への取組を推進するために必要だと思うことは何ですか？当てはまるものを選んでください。(すべて)

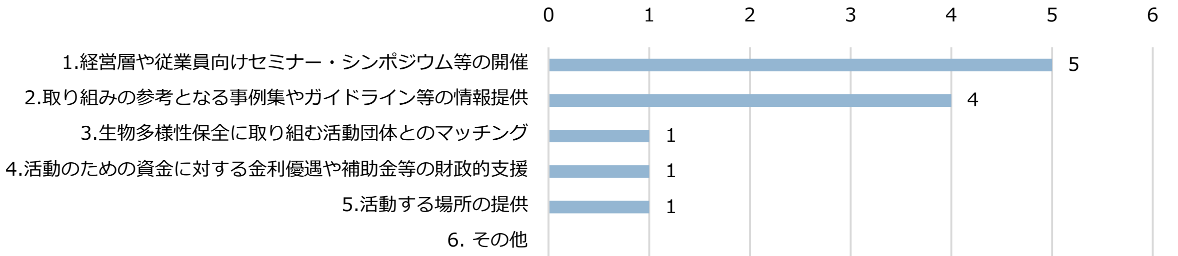

問 14　みどりや生物多様性に対する取組を行うにあたり課題となる事項は何ですか？当てはまるものを選んでください。(すべて)

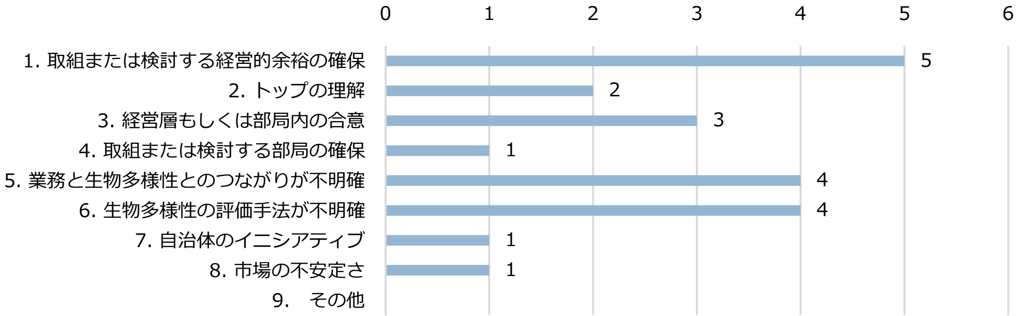

問 15　前項の課題を解決するために必要なことは何ですか。(自由記述)

- 「生物多様性」が経済社会のリーダー的人々に認知されていない。関心が無い。
- 取組に対するその効果の具体的な評価方法、取組に対する助成金や補助金の活用など。
- 企業として、生物多様性に関して、何かしらの関わりがあることを自覚すること。
- そして、企業のトップ自らメッセージを発信すること。
  ※ 企業の発展には、地球環境に貢献することが重要である旨の発信

問 16　市内の事業所独自で行っている、みどりや生物多様性に対する取組がありましたらご教示ください。

- 構内の地下水をくみ上げ、最終沈殿池を経由して河川放流をしているので、異常廃水などが流出しない様な手立てを多重化している。　排出源でのモニタリング、最終沈殿池での水質モニタリングを常時実施、また万が一異常廃水が構内側溝に流れ出ても手動および自動の緊急遮断弁にて社外流出を防止するシステムとなっている。
- 最終沈殿池には市内でも珍しいエビやカニが多数生息しておりそれらに影響が無いよう、日々注意を払い事業活動を進めていきます。
- 工場周辺清掃(タバコ、ビニール、空き缶等)を通して、1 国沿いの松や植物を守る取組
  ※2 回／毎月、4 回／毎月(3 月～9 月)
- ビーチクリーン活動・茅ヶ崎ヘッドランドビーチ<1 回／毎月>を通して、海洋汚染の防止活動
- 茅ヶ崎市芹沢(茅ヶ崎市貸与)のどんぐりの森の展開
  ※どんぐりの植樹・育成、周りの草刈等
- 企業全体として、水環境の保全のために「水環境基金」を設立し、各種団体へ助成活動の実施
  ※2015 年度：22 団体

６．緑地面積総括表

緑地種別		市街化区域整備量 カ所	面積(ha)	㎡/人	市街化調整区域整備量 カ所	面積(ha)	㎡/人	都市計画区域整備量 カ所	面積(ha)	㎡/人
		現況値（平成３０年４月１日現在）								
住区基幹公園	街区公園	146	12.66	0.55	4	2.35	2.30	150	15.01	0.62
住区基幹公園	近隣公園	4	3.84	0.17	1	2.23	2.19	5	6.07	0.25
住区基幹公園	地区公園	2	9.56	0.41	1	7.03	6.89	3	16.59	0.69
住区基幹公園	計	152	26.06	1.13	6	11.61	11.38	158	37.67	1.56
都市基幹公園	総合公園									
都市基幹公園	運動公園				1	6.47	6.34	1	6.47	0.27
都市基幹公園	計	0	0.00	0.00	1	6.47	6.34	1	6.47	0.27
基幹公園	計	152	26.06	1.13	7	18.08	17.72	159	44.14	1.83
特　殊　公　園	風致公園									
特　殊　公　園	動植物公園	1	0.27	0.01				1	0.27	0.01
特　殊　公　園	歴史公園									
特　殊　公　園	墓　　園									
特　殊　公　園	その他									
広場公園										
広域公園					1	35.21	34.51	1	35.21	1.46
緩衝緑地										
都市林										
都市緑地		12	1.81	0.08	1	0.03	0.03	13	1.84	0.08
緑道										
市民緑地										
都市公園	計	165	28.14	1.22	9	53.32	52.26	174	81.46	3.37
青少年広場		14	1.52	0.07	3	2.22	2.18	17	3.74	0.15
未公告公園		6	0.86	0.04	2	0.64	0.63	8	1.50	0.06
未公告緑地		1	0.01	0.00	3	3.66	3.59	4	3.67	0.15
その他（市民の森など）					1	1.67	1.64	1	1.67	0.07
運動場・グラウンド		1	0.68	0.03	3	6.23	6.11	4	6.91	0.29
家庭菜園		5	0.63	0.03	3	0.24	0.24	8	0.87	0.04
その他公共施設緑地		42	11.83	0.51	12	7.89	7.73	54	19.72	0.82
公共施設緑地	計	69	15.53	0.67	27	22.55	22.10	96	38.08	1.58
都市公園等の公共施設緑地		234	43.67	1.89	36	75.87	74.36	270	119.54	4.95
市民農園		6	0.48	0.02	41	2.67	2.62	47	3.15	0.13
社寺境内地		54	12.55	0.54	17	5.47	5.36	71	18.02	0.75
ゴルフ場		1	22.60	0.98	3	157.60	154.46	4	180.20	7.46
民間施設緑地	計	61	35.63	1.54	61	165.74	162.44	122	201.37	8.34
施設緑地	計	295	79.30	3.43	97	241.61	236.80	392	320.91	13.29
特別緑地保全地区					2	7.80	7.64	2	7.80	0.32
風致地区										
自然環境保全地域		1	0.80	0.03	3	7.70	7.55	3	8.50	0.35
生産緑地地区		395	57.50	2.49				395	57.50	2.38
農用地区域					3	85.22	83.52	3	85.22	3.53
保安林区域			14.35	0.62		36.92	36.18		51.27	2.12
その他の地域制緑地		−	31.91	1.38	−	117.22	114.88	−	149.13	6.17
法による地域制緑地計		396	104.56	4.52	8	254.86	249.78	403	359.42	14.88
保存樹林など		40	7.60	0.33	5	3.36	3.29	45	10.96	0.45
条例等によるもの		40	7.60	0.33	5	3.36	3.29	45	10.96	0.45
小　　計			112.16	4.85		258.22	253.08		370.38	15.33
地域制緑地間の重複		1	0.01		−	23.75		−	23.76	
地域制緑地	計		112.15	4.85		234.47	229.80		346.62	14.35
施設緑地・地域制緑地の重複		1	0.06		7	6.76		8	6.82	

		市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域（合計）	
人　　口		231,329	人	10,203	人	241,532	人
地　区　面　積		市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域（全域）	
		2,221	ha	1,355	ha	3,576	ha
施設緑地の面積水準	面積（ha）	79.30		241.61		320.91	
	面積率（%）	3.57%		10.92%		14.50%	
地域制緑地の面積水準	面積（ha）	112.15		234.47		346.62	
	面積率（%）	5.05%		10.60%		15.66%	
都市公園等の面積水準（住民1人当たり面積）	都市公園	1.22		52.26		3.37	
	都市公園等	1.89		74.36		4.95	
緑地の確保目標水準	面積（ha）	191.38		469.32		660.71	
	面積率（%）	8.62%		34.64%		18.48%	

※1 本計画では、平成 27 年の調査結果である総人口 239,348 人と市街化調整区域の人口 10,136 人の比率を基に算出している。
※2「茅ヶ崎市の人口について」(平成 29 年 2 月)をもとに、平成 42 年段階の推定人口を用い、平成 40 年の人口を算出した。
※3 表中の(㎡/人)は市民一人当たりの緑地面積を示し、それぞれの緑地面積を該当する人口で除した数値となっている。

目標値（平成40年）									
市街化区域整備量			市街化調整区域整備量			都市計画区域整備量			備考（主な施設など）
カ所	面積(ha)	㎡/人	カ所	面積(ha)	㎡/人	カ所	面積(ha)	㎡/人	
160	13.13	0.58	4	2.35	2.34	164	15.48	0.65	
4	3.84	0.17	1	2.23	2.22	5	6.07	0.26	湘南夢わくわく公園など
2	9.56	0.42	1	7.03	7.00	3	16.59	0.70	中央公園など
166	26.53	1.16	6	11.61	11.55	172	38.14	1.60	
			1	6.47	6.44	1	6.47	0.27	柳島スポーツ公園
0	0.00	0.00	1	6.47	6.44	1	6.47	0.27	
166	26.53	1.16	7	18.08	17.99	173	44.61	1.88	
1	0.27	0.01				1	0.27	0.01	氷室椿庭園
			1	36.80	36.62	1	36.80	1.55	県立茅ケ崎里山公園
			1	1.67	1.66	1	1.67	0.07	
12	1.81	0.08	1	0.03	0.03	13	1.84	0.08	高砂緑地など
3	0.09	0.00				3	0.09	0.00	※民間施設緑地課から種別移動
182	28.70	1.26	10	56.58	56.30	192	85.28	3.58	
14	1.52	0.07	3	2.22	2.21	17	3.74	0.16	
9	0.91	0.04	2	0.64	0.64	11	1.55	0.07	
1	0.01	0.00	2	0.75	0.75	3	0.76	0.03	
									市民の森
1	0.68	0.03	3	6.23	6.20	4	6.91	0.29	
43	12.29	0.54	12	7.89	7.85	55	20.18	0.85	公共施設、柳島キャンプ場、児童遊園など
68	15.41	0.68	22	17.73	17.64	90	33.14	1.39	
250	44.11	1.94	32	74.31	73.94	282	118.42	4.98	
11	1.11	0.05	44	2.91	2.90	55	4.02	0.17	
54	12.55	0.55	17	5.47	5.44	71	18.02	0.76	
1	22.60	0.99	3	157.60	156.82	4	180.20	7.57	
66	36.26	1.59	64	165.98	165.15	130	202.24	8.50	
316	80.37	3.53	96	240.29	239.09	412	320.66	13.48	
			4	39.70	39.50	4	39.70	1.67	
1	0.80	0.04	1	2.10	2.09	1	2.90	0.12	
395	57.50	2.52				395	57.50	2.42	
			3	85.22	84.80	3	85.22	3.58	
	14.35	0.63		36.92	36.74		51.27	2.16	
－	31.91	1.40	－	117.22	116.64	－	149.13	6.27	河川区域、海岸官有地（湘南海岸公園を含む）
396	104.56	4.59	8	281.16	279.76	403	385.72	16.21	
40	7.60	0.33	5	3.36	3.34	45	10.96	0.46	保存樹林、みどりの協定
40	7.60	0.33	5	3.36	3.34	45	10.96	0.46	
	112.16	4.92		284.52	283.10		396.68	16.67	
1	0.01		－	23.75		－	23.76		
	112.15	4.92		260.77	259.48		372.92	15.68	
1	0.06		6	3.85		7	3.91		

市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域（合計）
227,854 人	10,050 人	237,904 人
市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域（全域）
2,221 ha	1,355 ha	3,576 ha
80.37	240.29	320.66
3.62%	10.86%	14.49%
112.15	260.77	372.92
5.05%	11.78%	16.85%
1.26	56.30	3.58
1.94	73.94	4.98
192.46	497.21	689.68
8.67%	36.69%	19.29%

本文上部に掲載している生きもののイラストは森上義孝さんにご協力いただきました。

森上義孝さん

~プロフィール~

市内在住のイラストレーター

少年時代から茅ヶ崎の自然に親しむ。

主なイラスト作品「世界の野鳥」、「川のまわりの生き物」、「絵本版ファーブルこんちゅう記」など。

本文中の写真の一部は、茅ヶ崎市自然環境評価調査調査員の方からご提供いただいたものや、「私の自慢の茅ヶ崎ライフ」(平成 30 年 4 月)にご応募いただいたものです。

＜撮影者一覧＞

青木勇さん	五十嵐正男さん
古角理紗さん	坂井源一さん
丹澤久子さん	西村まさおさん
平岩宏司さん	廣田耕治さん
松原あゆさん	三山静雄さん
本原裕文さん	渡辺俊子さん

茅ヶ崎市みどりの基本計画

生物多様性ちがさき戦略

平成 31 年(2019 年)3 月発行

発　行　茅ヶ崎市

編　集　都市部　景観みどり課

〒253-8686　茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

電　話：　0467-82-1111(代表)

ＦＡＸ：　0467-57-8377

メールアドレス：keikanmidori@city.chigasaki.kanagawa.jp

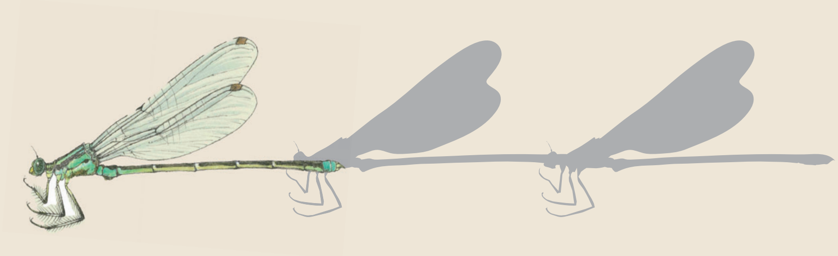
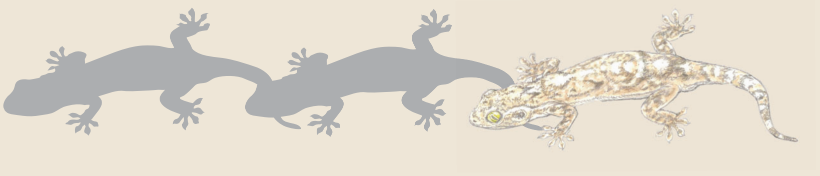
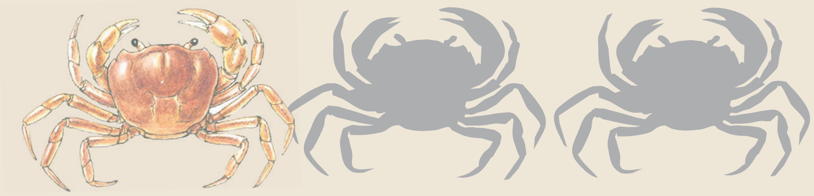

平成31年(2019年)3月　茅ヶ崎市